

北広島市公共施設等総合管理計画

(案)



平成 28 年 6 月

(令和 8 年 3 月最終改定)

北広島市

北広島市公共施設等総合管理計画

目次

I	公共施設等総合管理計画について	
1.	公共施設等総合管理計画策定及び改定の背景と目的	1
2.	本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	3
II	これまでの公共施設マネジメントの取組	
1.	施設保有量の推移	4
2.	これまでの取組状況	5
3.	第1期計画の総括と第2期計画に向けた課題	6
III	公共施設等を取り巻く環境	
1.	将来の人口 現状と予測	8
2.	本市の財政状況	11
3.	公共建築物の状況	13
4.	インフラ施設の状況	26
5.	有形固定資産減価償却率の状況	27
IV	公共施設等の基本方針	
1.	基本方針	30
2.	公共施設マネジメントにおける基本的な考え方	36
3.	公共建築物の管理に関する方針	39
4.	インフラ施設の管理に関する方針	41
V	試算による財政効果とPDCAサイクルの確立	
1.	公共施設等の将来の更新必要額と個別施設計画の財政効果	42
2.	充当可能な財源について	45
3.	PDCAサイクルの確立	45
VI	資料編	
1.	北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例	46
2.	北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会委員名簿	48
3.	策定経過	48

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

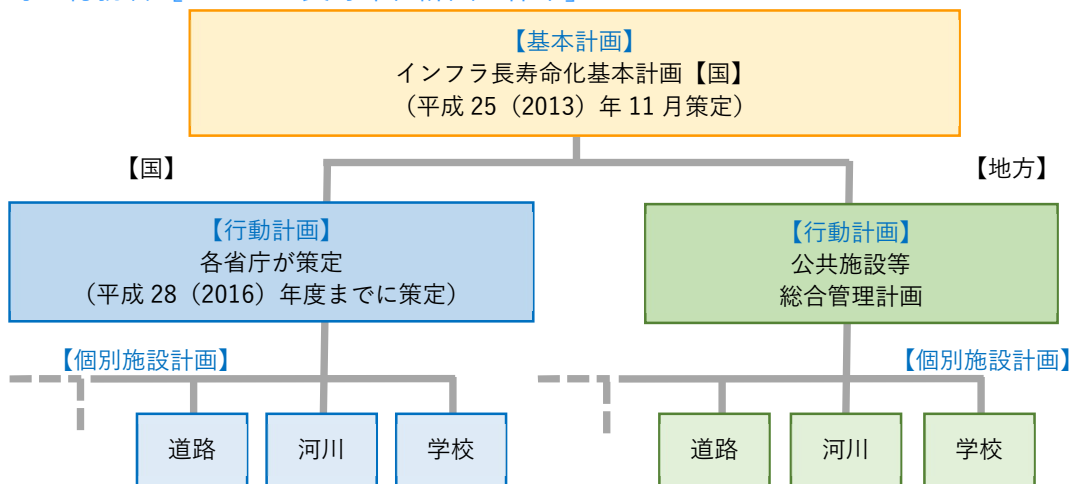
1. 公共施設等総合管理計画策定及び改定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定及び改定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設等の多くで老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。

■参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系]



本市が保有する公共施設等の多くは、道営北広島団地の造成を契機とする人口増加期に集中的に整備され、現在、その多くは老朽化が進み更新・改修期を迎えています。

こうした公共施設等は、大規模改修や建て替えを行わなければ、市民が安心して利用できなくなる可能性もありますが、厳しい財政状況を鑑みると、すべての施設の改修・更新に要する費用の確保が困難となるため、保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、公共施設等の適正な配置を再検討しなくてはなりません。

今後も持続可能な行財政運営を目指しつつ、社会環境や市民ニーズの変化に的確に対応していくため、既存施設の有効活用や効率的な施設の維持保全を計画的に進める必要があります。

そこで、本市の公共施設等の適正な規模や維持管理の方向性など基本的な方針を整理し、総合的かつ計画的な配置を実現するため、「北広島市公共施設等総合管理計画（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画改定にあたっては、本計画策定以後に整備された施設を追加するとともに、本計画に基づき公共施設等の長寿命化等を進めてきた成果と課題を踏まえつつ、国からの要請による公共施設等の各個別施設計画の内容を反映し、本市の課題でもある「公共施設等の急速な老朽化」に対応すべく、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化を図ることが必要です。

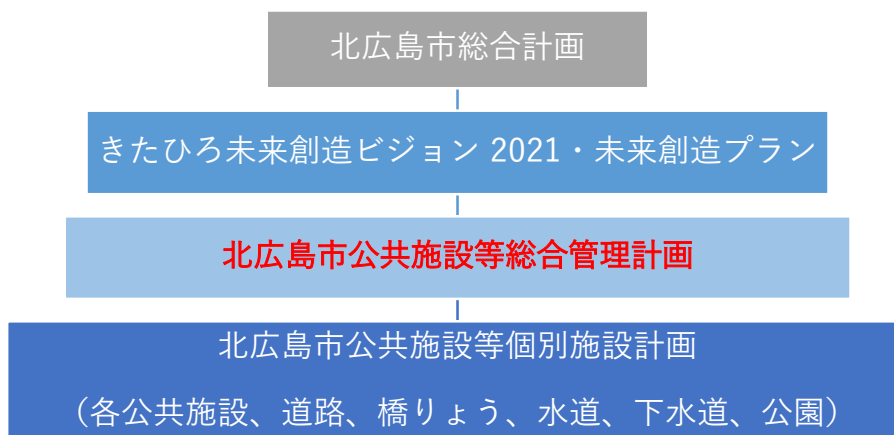
こうした経緯から、本計画は、公共施設等の管理方針の再検討を行いつつ、公共施設等の個別施設計画の見直しを進め、内容を反映させ改定するものです。

(2) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、本市が保有している公共施設等の今後のあり方についての基本的な方針を示すものであり、個別施設計画の内容及び令和5(2023)年10月10日付けの総務省通知を踏まえて改定したものととなります。

また、本市の上位計画である「北広島市総合計画」や「きたひろ未来創造ビジョン2021・未来創造プラン」の基本理念のもと公共施設等の管理・運営に係る横断的な計画とします。

■ 計画の体系



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、本市が保有する全ての公共建築物及びインフラ施設とします。公共建築物については、10 類型に分類し、インフラ施設については、道路、橋梁、水道、下水道、公園の 5 類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

	大分類	中分類	主な施設
公共建築物	市民文化施設	集会施設、文化施設	地区会館、集会所、芸術文化ホール など
	社会教育施設	図書館、公民館	図書館、公民館
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設、レクリエーション施設、観光施設	体育館、プール、レクリエーションの森、キャンプ場
	学校教育施設	学校、その他教育施設	小学校、中学校、給食調理場、学校併設体育館
	子育て支援施設	幼保・こども園、幼児・児童施設	保育園、学童クラブ、児童センター
	行政施設	庁舎等、消防施設、その他行政施設	市役所、各出張所、消防署、消防団詰所、防災センター
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	公園施設	公園	管理棟
	供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター、アクア・バイオマスセンター など
	その他施設	その他	葬斎場、排水機場 など
インフラ施設	道路		1 級市道、2 級市道、その他の市道 など
	橋梁		PC 橋、RC 橋、鋼橋 など
	水道		水道管
	下水道		管渠
	公園		公園、緑地等

(2) 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。今後、上位・関連計画の改定や社会環境の変化などに応じて、適宜見直しを行っていきます。



Ⅱ

これまでの公共施設マネジメントの取組

1. 施設保有量の推移

平成 28 (2016) 年度の第 1 期計画策定時における本市の公共建築物の保有量は 227 施設 218,236 m²でした。

令和 7 (2025) 年度末 (令和 8 (2026) 年 3 月 31 日) 現在での保有量は 213 施設 235,697 m²となっており、施設数は減少しておりますが、面積は約 1.75 万 m² (8.0%) 増加しています。

施設数の減少要因としては、北広島市フレンドリーセンター、北広島市福祉センターの解体や用途廃止した教員管理者住宅の売却などが挙げられます。

また、面積の増加要因としては、市庁舎、共栄団地、土木事務所、北広島市燃やせるごみ中継施設、北広島市防災食育センターなどの建設が挙げられます。



2. これまでの取組状況

第1期計画における主な取組みは以下のとおりです。

年度	施設名	対策（工事）内容
H27～H29	市庁舎	建替え
H28～H29	共栄団地3号棟	建替え
H28	西の里団地集会所	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H28	西の里中学校（屋体）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29～H30	共栄団地4号棟	建替え
H29	大曲ファミリー体育館	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29～H30	東部中学校（校舎）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29	広葉学童クラブ（広葉交流センター内）	改修（移転）
H29	大曲東小学校（屋体）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29	東部中学校（屋体）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H30～R1	共栄団地5号棟	建替え
H30	東部学童クラブ	新設（移転）
H30～R1	北広島市フレンドリーセンター	解体
H30	北広島東記念館	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H30～R1	シルバー活動センター	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R1～R2	大曲中学校（校舎）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R1	北広島市福祉センター	解体
R2～R4	大曲東小学校（校舎）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R3～R5	北広島市燃やせるごみ中継施設	新設
R3	みどりの里住民集会所	建替え
R3～R5	土木事務所	新設（移転）
R4～R6	北広島市防災食育センター	新設（移転）
R5	緑陽中学校	大規模改修（給水・電気設備）
R6～R7	史跡旧島松駅通所	大規模改修（耐震補強・保存修理）
R6	大曲光の街会館	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R7～	ふれあい学習センター	中規模改修（屋根・外壁・内部）

3. 第1期計画の総括と第2期計画に向けた課題

(1) 第1期計画の総括

全国の多くの自治体が「施設の老朽化」と「人口減少・少子高齢化に伴うニーズの変化」という共通の課題に直面しつつも、本市においては、北海道ボールパークFビレッジの開業や駅西口周辺エリアの再開発などという大きな転換期を契機として、施設の再編や官民連携といった効率化へ向けた取り組みを実施しています。

既存施設の多くは老朽化が進行し、今後一斉に更新時期が到来すると見込まれる中、本計画に基づき、修繕や長寿命化、統廃合等の検討を進めています。

また、限られた財源の中、施設の改修や修繕については、市民サービスの質と持続可能性を最優先に考え、緊急性の高いもの、より効果の大きい施設から優先的に着手していますが、すべての施設を今後も現在と同水準で維持管理することが困難となりつつあります。

今後、より一層進行する施設の老朽化対策として、これまで以上に積極的な取り組みが不可欠であり、時代の変化を捉え、すべての施設において必要性を検討していくことが重要となります。

(2) 公共建築物の現状と課題

本市が保有している公共建築物は昭和40年代から50年代の人口急増期に集中的に建築され、築40年以上経過した施設も多いことから、今後建替えや大規模改修などの検討をしなければなりません。

このような状況の中、施設の改修や修繕に要する経費が増加傾向であるとともに、近年の物価高騰の影響もあり、光熱水費等のランニングコストも年々上昇しています。

老朽化した施設すべてを更新または改修するためには莫大な費用が必要であり、これらの財源をどのように確保するかが大きな課題となっています。すべての施設をこれまで通り維持し続けると場合によっては、必要な修繕が先送りされ、劣化がさらに進行する悪循環に陥ることも想定されます。

(3) インフラ施設の現状と課題

インフラ施設は、道路、橋梁、水道、下水道、公園があります。

道路のアスファルト舗装の使用目標年数は10年、橋梁の多くは耐用年数が50年と言われており、それを過ぎると更新していく必要が生じてきます。

また、建設後50年を経過する高齢化橋梁は令和7(2025)年現在で27橋(29%)、令和12(2030)年で42橋(46%)、令和22(2040)年では65橋(71%)と急速に高齢化が進行します。

今後、これら的高齢化橋梁が一斉に更新時期を迎え、財政負担が膨大となり、効率的・効果的な維持管理の継続が困難となることが予想されることから、引き続き「北広島市橋梁長寿命化計画」に基づき予防保全(計画的な修繕・架替)を実施し、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図る必要があります。

水道施設は法定耐用年数を経過した配水管が増加しています。老朽化が進行している管を優先的に

更新していく必要があります。

公共下水道は、事業開始から 50 年経過し、法定耐用年数を超えた管渠が発生しています。老朽化した下水道施設を効率的に維持管理・更新し、将来にわたってその機能を健全に保つための計画である「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の調査・点検の実施及びその結果を踏まえた適切な優先順位を設定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

公園は、開設後30年を超える公園・緑地が約6割を占めており10年後には約8割に達する見込みであることから、日常点検や定期点検による確認により施設の安全性を維持するとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づき計画的に改修していく必要があります。

（４）少子高齢化の進行及び人口減少によるニーズの変化

本市は人口減少が続いており、今後もこの傾向は継続することが見込まれるとともに少子高齢化の進行も見込まれています。これらに伴い、公共建築物へのニーズの変化が予想されるため、状況変化に合わせた、施設規模の見直しや既存施設の活用を通じ、市民ニーズに的確に対応する必要があります。

（５）財政状況への対応

今後、扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況の中、公共サービスの水準を維持しつつ、運営コストの抑制を念頭に、建替えや改修等を行う施設を適切に判断する必要があります。

施設の老朽化が進行し、それに伴う施設の建替えや改修、維持管理費の増大など、大きな財政負担が予想されるため、施設保有総量の最適化、適正な維持管理と効率的な利活用、長寿命化等に取り組み、計画的かつ効率的に施設を保全し、財源の確保を図ることが必要です。

Ⅲ

公共施設等を取り巻く環境

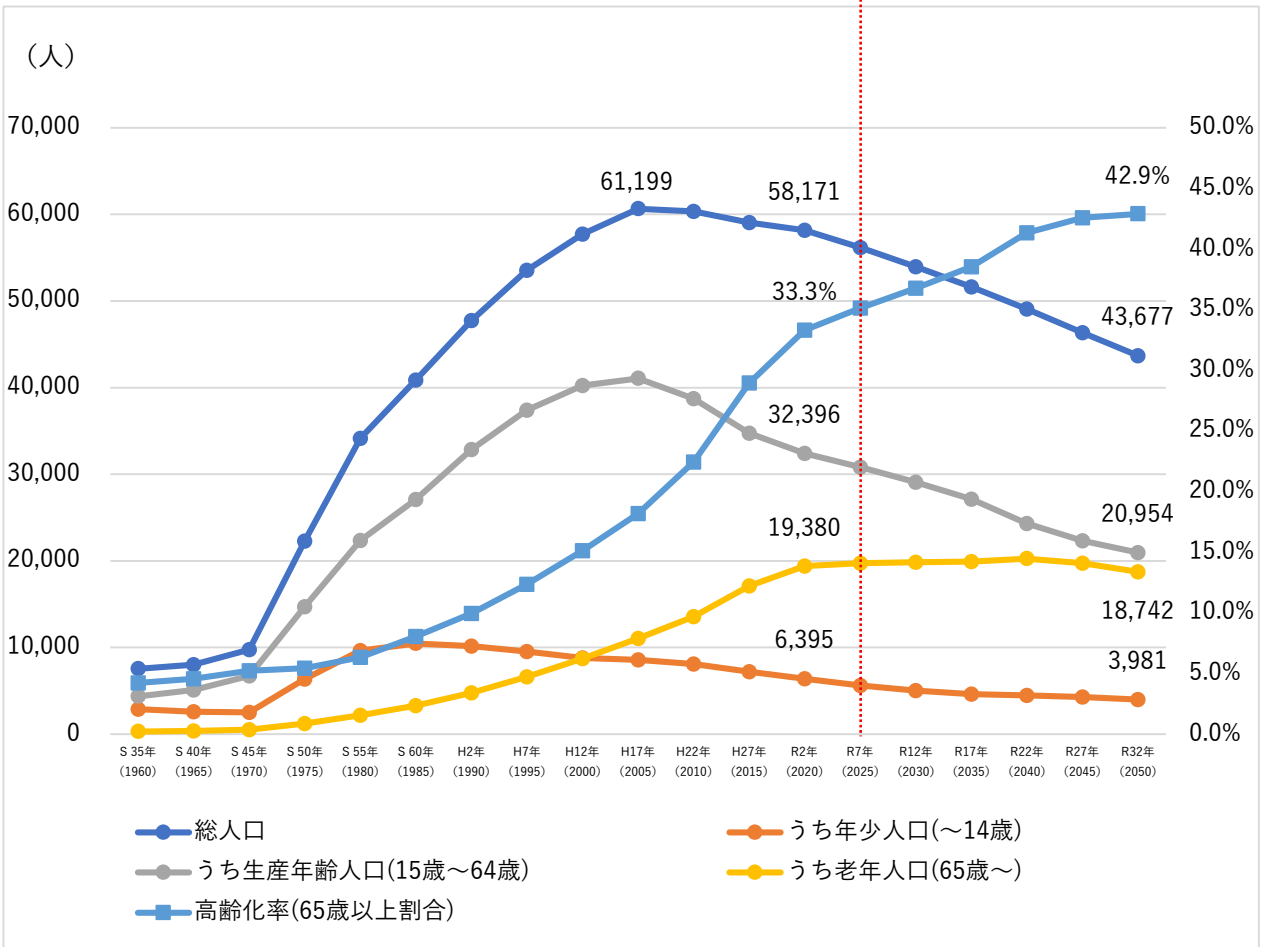
1. 将来の人口 現状と予測

(1) 北広島市全体の人口

北広島市の人口は、平成 19 (2007) 年の 61,199 人をピークに、令和 2 (2020) 年の国勢調査時点では、58,171 人であり、令和 32 (2050) 年には令和 2 (2020) 年と比べ 24.9%減の 43,677 人になると推計されています。

令和 32 (2050) 年には、令和 2 (2020) 年と比べ、年少人口 (0~14 歳) は 37.7%減、生産年齢人口 (15~64 歳) は 35.3%減となり、総人口の減少率より大きく落ち込む見込みである一方、老年人口 (65 歳以上) は横ばいで、3.3%減の 18,742 人となり、高齢化率は 42.9%と推計されています。

■北広島市全体の人口の推移・推計



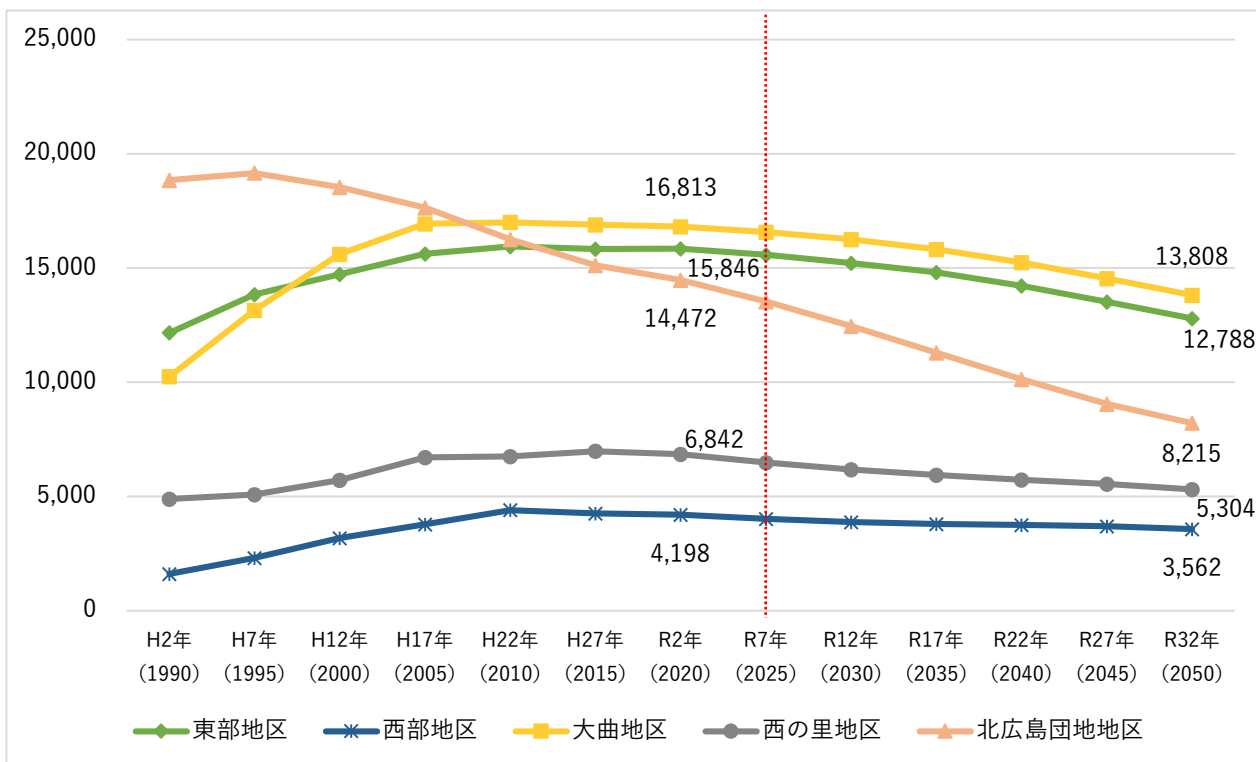
※S35年~R2年国勢調査、R7年~R32年 北広島市人口ビジョン (R7.2改定)

(2) 地区別の人口

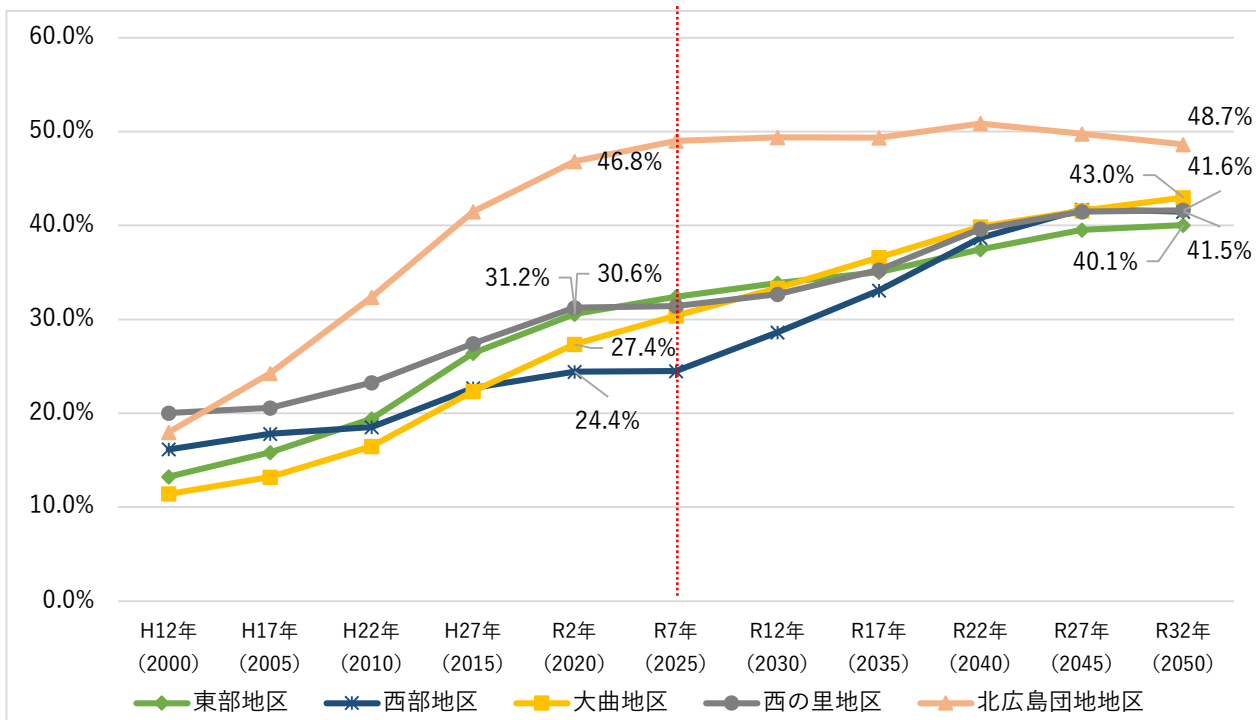
人口の動向は、地域的な特性から地区によって異なりますが、各地区とも長期的には人口減少・高齢化が進行する見込みです。

なお、北広島団地地区については、他地区と比較し、特に人口減少率が大きくなる見込みとなっています。

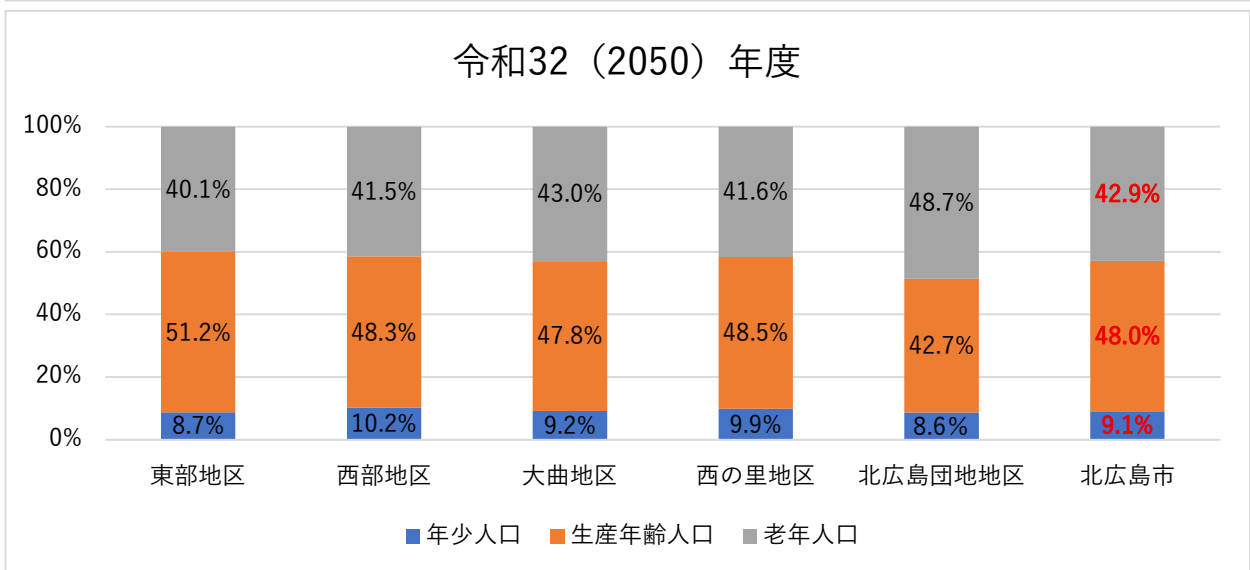
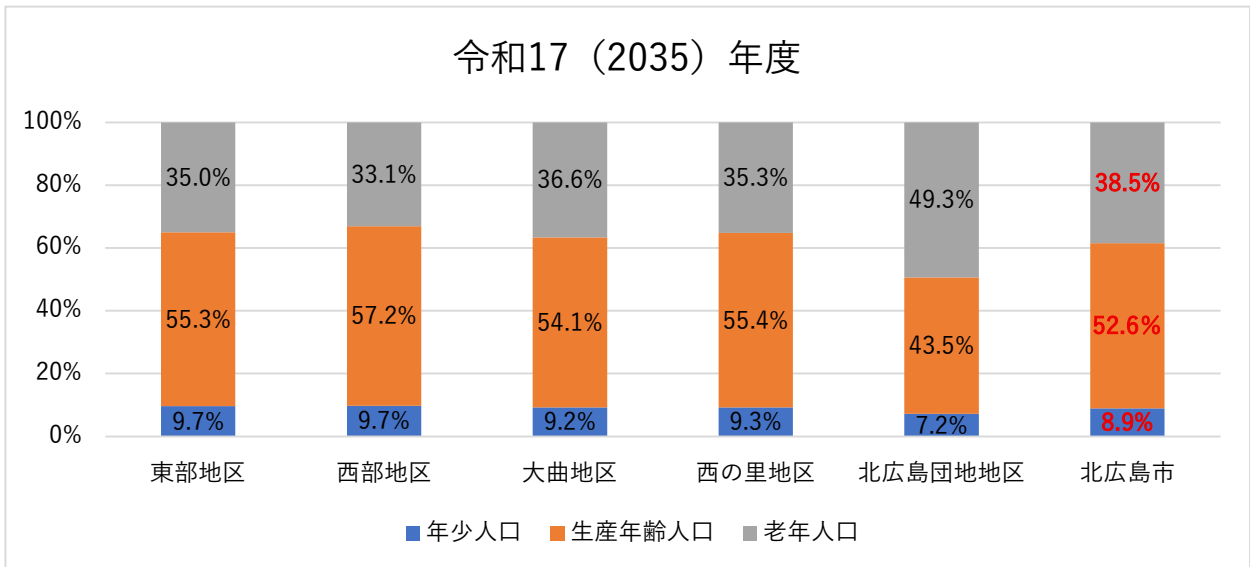
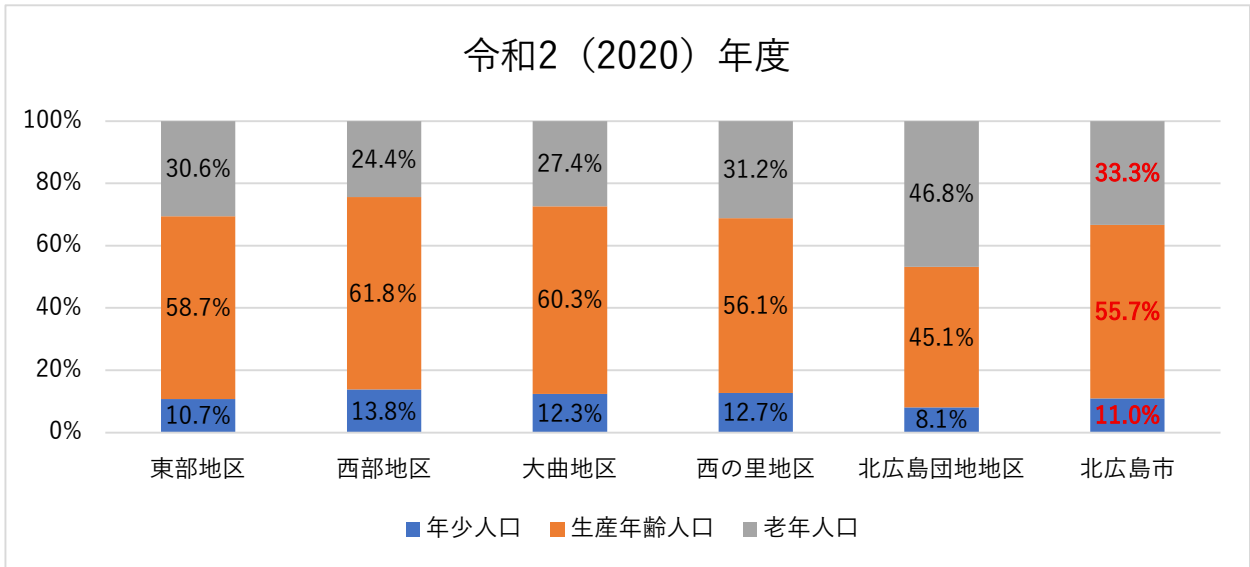
■地区別の人口の推移・推計



■地区別の高齢化率の推移・推計



■ 地区別の人口構成



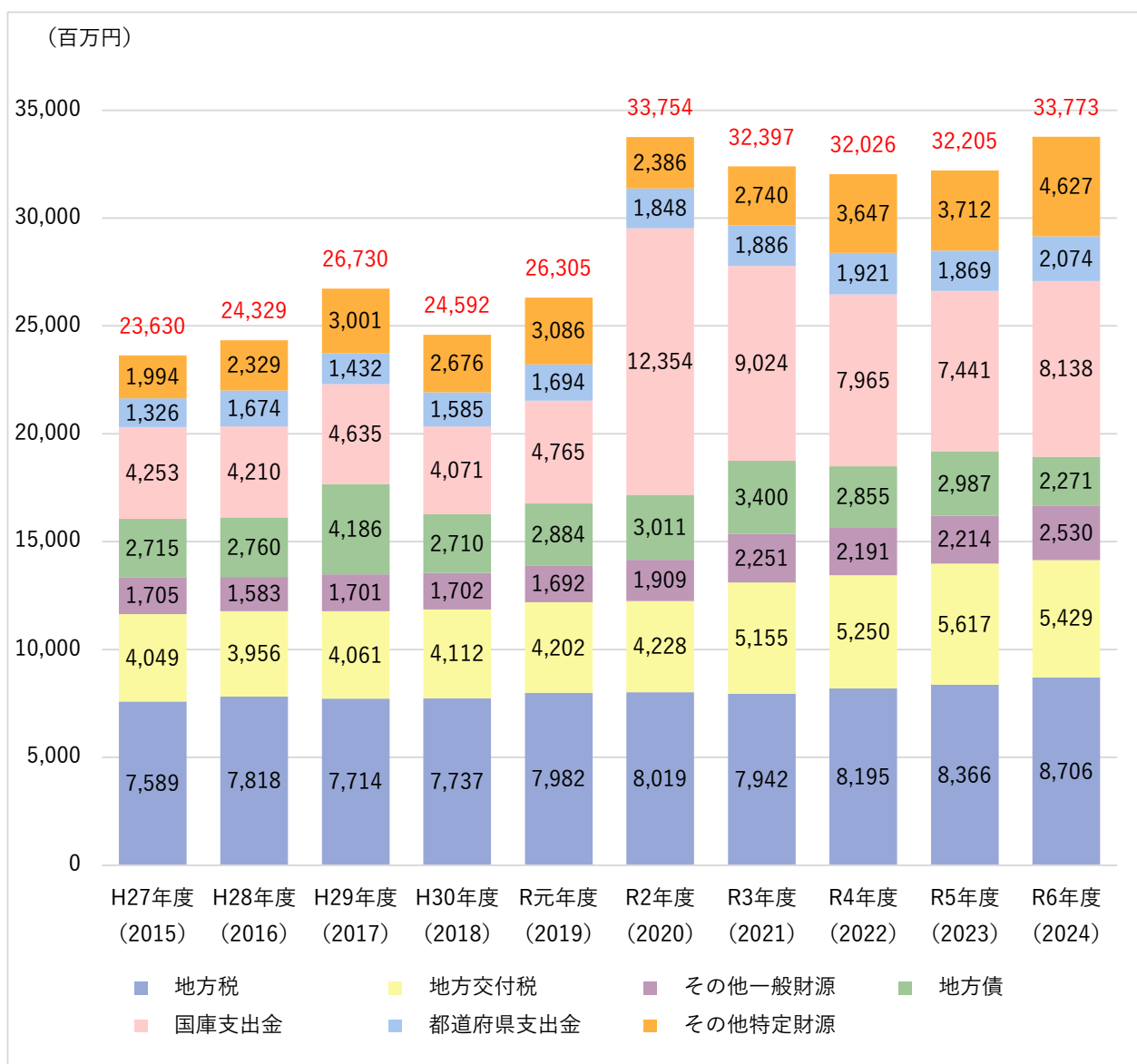
2. 本市の財政状況

(1) 歳入の状況

令和6(2024)年度の本市の歳入の状況をみると、地方税(市税)が約87億円で、地方交付税が約54億円となっています。

歳入において根幹をなす市税の全体的な傾向としては、ゆるやかな景気の回復などにより増収傾向となっています。今後も人口の減少が見込まれますが、個人市民税は横ばい、法人市民税及び固定資産税は駅西口周辺エリアの再開発や新駅周辺整備等により税収増が見込まれ、市税全体としては、増加傾向で推移すると考えられます。

一般財源総額は、市税や地方交付税等の増のほか、税率改定に伴う地方消費税交付金の増の影響などにより、年々増加傾向となっています。



※出典：地方財政状況調査

一般財源：地方税、地方交付税、その他一般財源

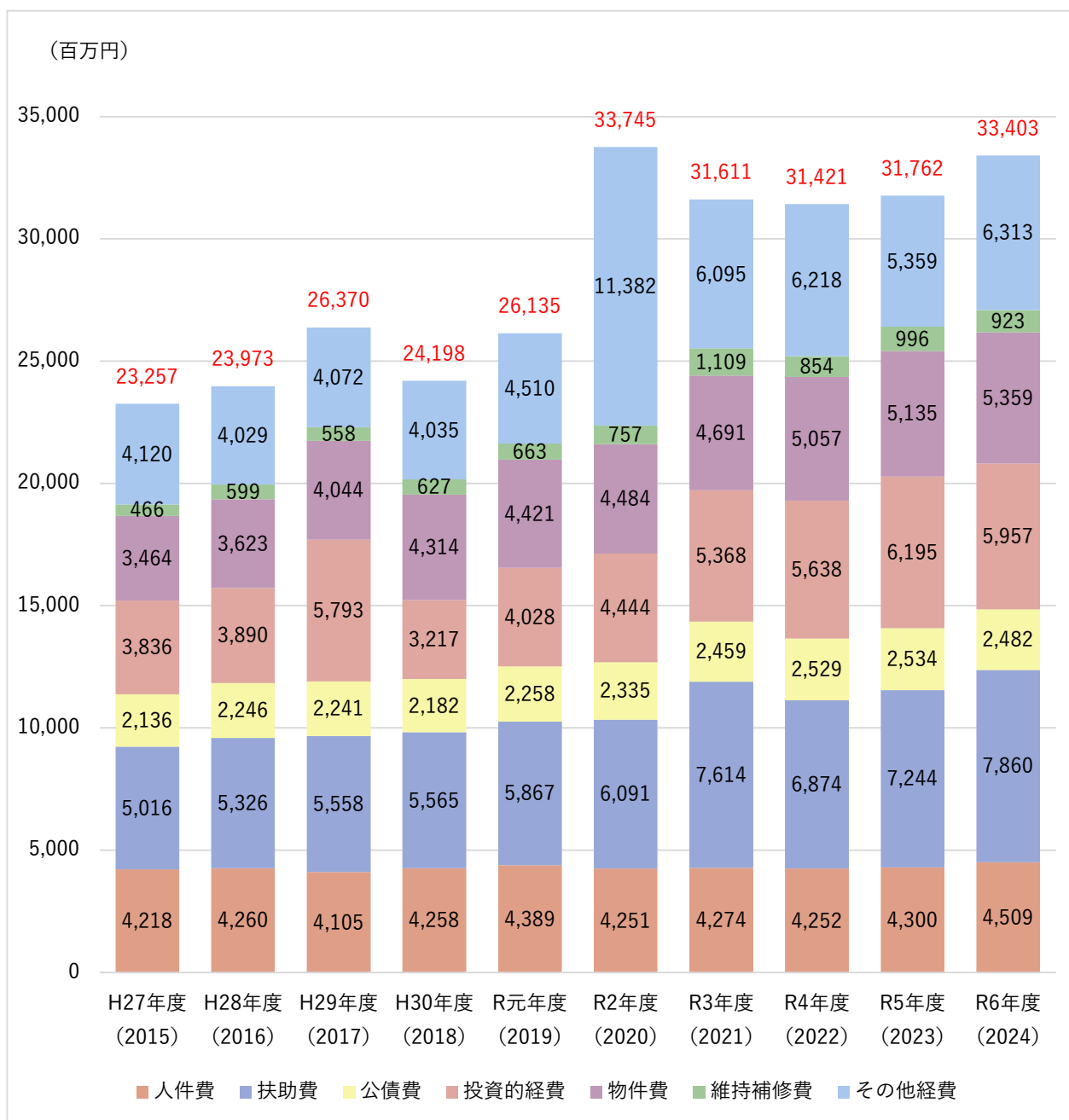
(2) 歳出の状況

令和6(2024)年度の本市の歳出の状況をみると、投資的経費が約60億円で、維持補修費が約9億円、扶助費は増加傾向にあり約79億円となっています。

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)は、民間企業での賃上げを反映した給与の増や、会計年度任用職員制度の導入、高齢化の進行、ボールパーク構想の推進に伴うインフラ整備の実施などの影響により増加傾向で推移しています。

その他経費についても、公共施設等の維持管理などの経常的な経費が増加しています。

歳出全体については、今後少子高齢化の進行による社会保障関連経費の増加が続くと想定されることから、増加傾向が続くものと考えられます。



※出典：地方財政状況調査

3. 公共建築物の状況

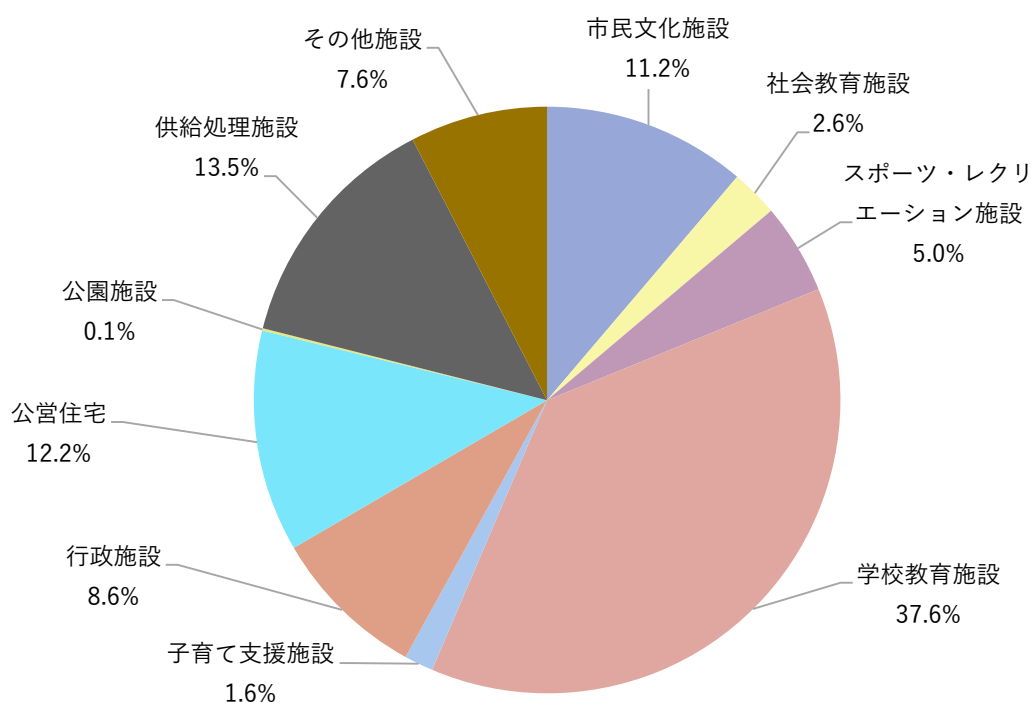
(1) 本市の公共建築物の保有状況

令和7(2025)年度末(令和8(2026)年3月31日)現在の公共建築物の延床面積合計は約23.6万㎡となっており、その面積割合の内訳は、大きい順で学校教育施設が37.6%、供給処理施設が13.5%、公営住宅が12.2%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共建築物全体で4.18㎡となります。

施設分類	施設数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	人口一人当たりの 延床面積 (㎡)
市民文化施設	55	26,475	11.2	0.47
社会教育施設	3	6,136	2.6	0.11
スポーツ・レクリエーション施設	13	11,788	5.0	0.21
学校教育施設(学校併設体育館含)	31	88,651	37.6	1.57
子育て支援施設	7	3,624	1.6	0.06
行政施設	12	20,244	8.6	0.36
公営住宅	17	28,819	12.2	0.51
公園施設	2	286	0.1	0.01
供給処理施設	42	31,769	13.5	0.56
その他施設	31	17,905	7.6	0.32
合計	213	235,697	100.0	4.18

※人口は本市の住民基本台帳人口データによる令和7(2025)年3月末日現在の56,323人を採用。
複合施設については、主たる用途の分類に計上。



公共建築物保有状況の道内各市との比較（人口1人当たり延床面積）を見ると、本市は石狩管内（江別市、千歳市、恵庭市、石狩市）において江別市、恵庭市より高く、石狩市、千歳市よりも低い結果となりました。

一般的に、人口の多い少ないに関わらず、必要不可欠な施設の機能や需要があるため、人口が少ない自治体では人口1人当たり延床面積が高くなり、人口が多い自治体では人口1人当たり延床面積が低くなる傾向があります。

本市は道内各市と比較し、人口1人当たり延床面積は低位に位置しており、全国類似団体との比較においても人口1人当たり延床面積は低い結果となっておりますが、後述する有形固定資産減価償却率の状況（P.27 参照）をみると、類似団体及び全国平均と比較し、施設の老朽化が進んでいる結果となっているため、今後の人口減少及び財政状況等を踏まえ、公共建築物の適正水準を検討していく必要があります。

■公共建築物保有状況の道内各市及び類似団体との比較（人口1人当たり延床面積）

自治体名	人口 (人)	延べ面積 (㎡)	人口1人 当たり延床 面積 (㎡)	自治体名	人口 (人)	延べ面積 (㎡)	人口1人 当たり延床 面積 (㎡)
札幌市	1,956,928	5,846,281	2.99	網走市	32,846	309,512	9.42
旭川市	320,436	1,212,738	3.78	伊達市	31,822	238,289	7.49
函館市	240,218	1,063,424	4.43	稚内市	30,946	459,966	14.86
苫小牧市	166,846	1,048,861	6.29	名寄市	25,376	284,632	11.22
帯広市	162,460	746,222	4.59	根室市	23,006	229,702	9.98
釧路市	157,519	1,107,696	7.03	紋別市	20,260	251,329	12.41
江別市	118,686	365,839	3.08	富良野市	19,949	209,575	10.51
北見市	111,740	862,240	7.72	美唄市	18,976	206,849	10.90
小樽市	106,507	615,683	5.78	深川市	18,764	206,626	11.01
千歳市	97,999	485,774	4.96	留萌市	18,695	206,629	11.05
室蘭市	76,519	533,540	6.97	士別市	16,869	292,285	17.33
岩見沢市	75,522	525,792	6.96	砂川市	15,520	174,943	11.27
恵庭市	70,354	252,919	3.59	芦別市	11,571	231,511	20.01
石狩市	57,645	249,888	4.33	赤平市	8,741	197,387	22.58
北広島市	56,903	212,562	3.74	三笠市	7,465	260,995	34.96
登別市	44,451	267,016	6.01	夕張市	6,411	444,451	69.33
北斗市	43,660	239,894	5.49	歌志内市	2,668	125,572	47.07
滝川市	37,309	344,856	9.24	類似団体	59,627	257,168	4.31

※令和6（2024）年度公共施設状況調経年比較表（総務省）の行政財産及び普通財産の合計面積を人口で割り、1人当たり延床面積を算出。公共建築物を対象として計上し、道路、橋りょう等のインフラ面積は含んでいない。普通会計ベースのため、P.13の市保有資産面積とは一致しない。類似団体は人口55,000人～65,000人の全国の自治体の平均。

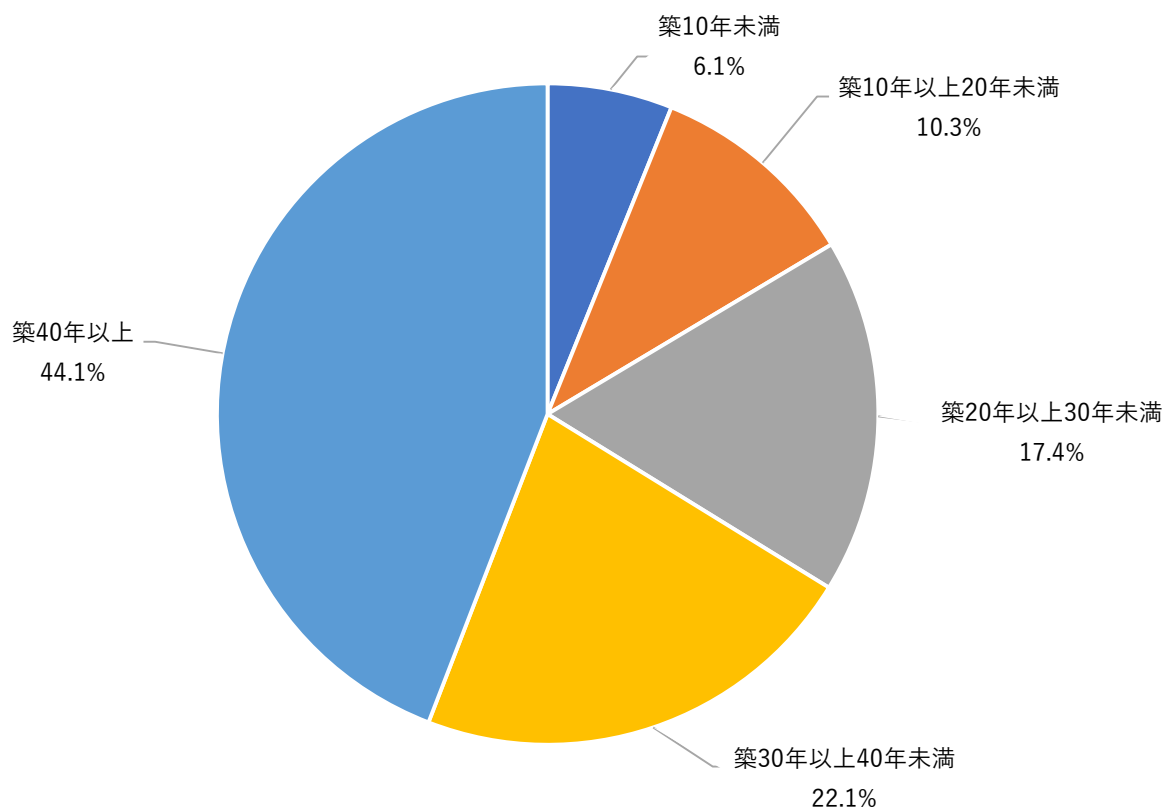
(2) 公共建築物の経過年数状況

公共建築物について、建築からの経過年数をみると、築30年未満の施設数は全体の33.8%、築年数30年以上の施設数は66.2%となります。

特に築40年以上経過した施設数は全体の44.1%を占めており、今後大規模改修や建て替えを検討しなくてはならない時期が一斉に到来すると見込まれます。

(単位：施設)

施設分類	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
市民文化施設	2	2	9	10	32	55
社会教育施設	0	0	1	0	2	3
スポーツ・レクリエーション施設	0	1	1	4	7	13
学校教育施設（学校併設体育館含）	1	1	4	6	19	31
子育て支援施設	1	0	2	0	4	7
行政施設	2	2	2	3	3	12
公営住宅	3	7	2	4	1	17
公園施設	0	0	1	0	1	2
供給処理施設	2	9	5	9	17	42
その他施設	2	0	10	11	8	31
合計	13	22	37	47	94	213
割合	6.1%	10.3%	17.4%	22.1%	44.1%	100.0%



(3) 施設分類別の主な施設の状況 (赤字は築30年以上経過施設)

①市民文化施設

■集会施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	共栄団地会館	共栄町3丁目8番地2	H30(2018)	W	94
2	北の里会館	北の里345番地5	S57(1982)	W	104
3	東共栄会館	東共栄2丁目17番地2	S54(1979)	W	166
4	北の台会館	共栄町4丁目15番地19	S55(1980)	W	123
5	共栄会館	共栄町4丁目12番地2	S58(1983)	W	173
6	広島中央町内会館	中央5丁目7番地3	S55(1980)	W	104
7	稲穂会館	稲穂町東1丁目6番地6	S54(1979)	W	169
8	富ヶ岡会館	新富町東2丁目3番地7	S54(1979)	W	166
9	竹山会館	富ヶ岡561番地3	S52(1977)	W	58
10	中の里会館	中の沢646番地4	S60(1985)	W	129
11	美沢会館	美沢1丁目5番地4	H1(1989)	W	171
12	稲穂南会館	稲穂町西7丁目1番地4	H1(1989)	W	125
13	美咲き野会館	美咲き野2丁目16番地4	H11(1999)	W	171
14	ひまわり会館	中央2丁目7番地3	H8(1996)	W	156
15	北広島東記念館	朝日町5丁目1番地2	H1(1989)	RC	1,304
16	北広島市シルバー活動センター(管理棟)	共栄町3丁目12番地1	H10(1998)	RC	765
17	北広島市シルバー活動センター(作業棟)	共栄町3丁目12番地1	H10(1998)	S	169
18	輪厚中央会館	輪厚597番地22	S52(1977)	W	58
19	上輪厚会館	輪厚233番地4	S54(1979)	W	72
20	輪厚会館	輪厚65番地3	S61(1986)	W	104
21	島松沢会館	島松111番地12	S51(1976)	W	58
22	島松中央会館	島松548番地6	S51(1976)	W	58
23	三島会館	三島121番地8	S53(1978)	W	58
24	仁別集会所	仁別361番地2	S61(1985)	W	58
25	希望ヶ丘会館	希望ヶ丘5丁目10番地15	H6(1994)	W	170
26	北広島市農民研修センター	輪厚中央4丁目12番地17	S49(1974)	RC	661
27	みどりの里住民集会所	大曲並木3丁目1番地11	R3(2021)	W	93
28	南ヶ丘会館	大曲南ヶ丘4丁目13番地1	S55(1980)	W	152
29	大曲四里塚会館	大曲柏葉5丁目11番地5	S56(1981)	W	104
30	大曲柏葉台会館	大曲柏葉2丁目14番地4	S56(1981)	W	170

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
31	大曲北鈴会館	大曲緑ヶ丘 1 丁目 1 番地 16	S57(1982)	W	123
32	のぞみ野・東栄会館	大曲末広 3 丁目 9 番地 7	S63(1988)	W	123
33	大曲緑新会館	大曲緑ヶ丘 7 丁目 1 番地 10	H7(1995)	W	166
34	大曲時の街集会所	大曲光 4 丁目 14 番地 3	H7(1995)	W	171
35	大曲光の街会館	大曲光 2 丁目 3 番地 3	H8(1996)	W	167
36	末広かえで会館	大曲末広 1 丁目 14 番地 37	H11(1999)	W	169
37	大曲西通会館	大曲 825 番地 2	H15(2003)	W	56
38	大曲さいわい会館	大曲幸町 2 丁目 9 番地 2	H25(2013)	W	99
39	大曲会館	大曲中央 2 丁目 4 番地 5	S54(1979)	RC	804
40	北広島市ふれあい学習センター	大曲 370 番地 2	H17(2005)	RC	2,558
41	大曲ふれあいプラザ	大曲工業団地 7 丁目 3 番地 1	H7(1995)	S	1,279
42	椴山会館	西の里 786 番地 31	S53(1978)	W	58
43	西の里団地集会所	西の里北 5 丁目 2 番地 16	S54(1979)	W	166
44	西の里白樺会館	西の里東 3 丁目 8 番地 10	H4(1992)	W	177
45	虹ヶ丘会館	虹ヶ丘 5 丁目 6 番地 6	H20(2008)	W	169
46	西の里会館	西の里南 1 丁目 2 番地 2	S55(1980)	RC	612
47	北広島団地第 1 住区集会所	広葉町 2 丁目 4 番地 2	S50(1975)	W	170
48	北広島団地第 2 住区集会所	青葉町 3 丁目 11 番地 1	S50(1975)	W	168
49	北広島団地第 3 住区集会所	里見町 4 丁目 5 番地 2	S52(1977)	W	164
50	北広島団地第 4 住区集会所	緑陽町 1 丁目 1 番地 1	S53(1978)	W	153
51	北広島団地住民センター	泉町 1 丁目 1 番地	S55(1980)	RC	1,958
52	北広島市広葉交流センター(旧校舎)	広葉町 3 丁目 1 番地	S47(1972)	RC	4,632
53	北広島市広葉交流センター(屋体)	広葉町 3 丁目 1 番地	S47(1972)	SRC	788

■文化施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市芸術文化ホール	中央 6 丁目 2 番地 1	H19(1997)	SRC	5,269
2	史跡旧島松駅通所	島松 1 番地	M6(1873)	W	313

②社会教育施設

■図書館

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市図書館	中央 6 丁目 2 番地 1	H9(1997)	SRC	4,124

■公民館

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市中央公民館	朝日町5丁目1番地1	S48(1973)	RC	1,529
2	北広島市西の里公民館	西の里南1丁目2番地4	S51(1976)	S	483

③スポーツ・レクリエーション施設

■スポーツ施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市総合体育館	共栄 315 番地 2	S60(1985)	RC	5,393
2	東部住民プール	共栄町 4 丁目 6 番地 1	H4(1992)	RC	684
3	輪厚児童体育館	輪厚中央 4 丁目 12 番地 19	S56(1981)	RC	721
4	西部住民プール	輪厚中央 1 丁目 14 番地 7	H22(2010)	S	654
5	大曲ファミリー体育館	大曲中央 2 丁目 4 番地 3	S58(1983)	SRC	793
6	大曲住民プール	大曲中央 2 丁目 4 番地 4	S55(1980)	S	406
7	西の里ファミリー体育館	西の里南 1 丁目 2 番地 3	S59(1984)	SRC	900
8	西の里住民プール	西の里 402 番地 7	S57(1982)	S	550
9	白樺住民プール	白樺町 3 丁目 52 番地 2	S61(1986)	S	683
10	緑葉公園プール	緑陽町 1 丁目 53 番地	S58(1983)	S	598
11	緑葉公園管理棟	山手町 1 丁目 53 番地	S61(1986)	CB	152

■レクリエーション施設・観光施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市自然の森キャンプ場管理棟	島松 577 番地 1	H9(1997)	W	106
2	林間学園研修棟（北広島レクリエーションの森）	西の里札幌事業区 61 林班	S58(1983)	W	148

④学校教育施設

■学校

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市立東部小学校（校舎）	中央4丁目4番地1	S42(1967)	RC	4,250
2	北広島市立東部小学校（屋体）	中央4丁目4番地1	S50(1975)	RC	992
3	北広島市立北の台小学校（校舎）	共栄町4丁目6番地1	S44(1969)	RC	4,419
4	北広島市立北の台小学校（屋体）	共栄町4丁目6番地1	S51(1976)	RC	1,084
5	北広島市立東部中学校（校舎）	美咲き野1丁目12番地1	H1(1989)	RC	5,741
6	北広島市立東部中学校（屋体）	美咲き野1丁目12番地1	H1(1989)	RC	1,468
7	北広島市立西部小学校（校舎）	輪厚508番地3	H17(2005)	RC	4,499
8	北広島市立西部小学校（屋体）	輪厚508番地3	H17(2005)	RC	1,258
9	北広島市立西部中学校（校舎）	輪厚中央1丁目12番地	S51(1966)	RC	3,748
10	北広島市立西部中学校（屋体）	輪厚中央1丁目12番地	H24(2012)	RC	1,201
11	北広島市立大曲小学校（校舎）	大曲柏葉2丁目14番地6	S52(1977)	SRC	5,517
12	北広島市立大曲小学校（屋体）	大曲柏葉2丁目14番地6	S54(1979)	RC	844
13	北広島市立大曲東小学校（校舎）	大曲光2丁目8番地	H3(1991)	SRC	5,684
14	北広島市立大曲東小学校（屋体）	大曲光2丁目8番地	H3(1991)	RC	1,171
15	北広島市立大曲中学校（校舎）	大曲中央2丁目4番地1	S46(1971)	RC	5,499
16	北広島市立大曲中学校（屋体）	大曲中央2丁目4番地1	S62(1987)	RC	1,249
17	北広島市立西の里小学校（校舎）	西の里401番地	S49(1974)	RC	4,162
18	北広島市立西の里小学校（屋体）	西の里401番地	H11(1999)	RC	1,472
19	北広島市立西の里中学校（校舎）	西の里790番地1	S43(1968)	RC	4,276
20	北広島市立西の里中学校（屋体）	西の里790番地1	S63(1988)	RC	894
21	北広島市立双葉小学校（校舎）	若葉町3丁目12番地	S49(1974)	RC	4,508
22	北広島市立双葉小学校（屋体）	若葉町3丁目12番地	S50(1975)	RC	674
23	北広島市立緑ヶ丘小学校（校舎）	高台町2丁目1番地	S50(1975)	RC	4,407
24	北広島市立緑ヶ丘小学校（屋体）	高台町2丁目1番地	S51(1976)	RC	817
25	北広島市立広葉中学校（校舎）	広葉町5丁目1番地	S48(1973)	RC	5,466
26	北広島市立広葉中学校（屋体）	広葉町5丁目1番地	S49(1974)	RC	957
27	北広島市立緑陽中学校（校舎）	緑陽町3丁目4番地	S52(1977)	RC	5,317
28	北広島市立緑陽中学校（屋体）	緑陽町3丁目4番地	S53(1978)	SRC	1,034

■その他教育施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市防災食育センター	大曲 2 番地 1	R6(2024)	S	3,833
2	北広島市西の里中学校給食調理場	西の里 790 番 1	H13(2001)	RC	1,349
3	北広島市広葉中学校給食調理場	広葉町 5 丁目 1 番地	H11(1999)	RC	861

⑤子育て支援施設

■幼保・こども園

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市稲穂保育園	稲穂町東 1 丁目 6 番地 1	S56(1981)	SB	715
2	輪厚保育館	輪厚中央 4 丁目 13 番地 1	S55(1980)	SB	253
3	北広島市すみれ保育園	広葉町 2 丁目 4 番地 1	S49(1974)	SB	725
4	北広島市すずらん保育園	高台町 7 丁目 4 番地	S52(1977)	SB	768

■幼児・児童施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	東部学童クラブ	中央 4 丁目 4 番地	H30(2018)	W	344
2	北広島市輪厚児童センター	輪厚中央 1 丁目 10 番地 2	H14(2002)	S	494
3	大曲東学童クラブ	大曲光 2 丁目 8 番地	H9(1997)	W	325

⑥行政施設

■庁舎等

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市庁舎	中央4丁目2番地1	H29(2017)	S	10,785
2	市庁舎別館	中央4丁目2番地1	H3(1991)	S	1,488
3	北広島市土木事務所	中の沢403番地	R5(2023)	SRC	2,680
4	北広島市大曲出張所	大曲柏葉1丁目2番地3	H2(1990)	SB	159

■消防施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	第1分団詰所	共栄町1丁目1番地1	H13(2001)	RC	180
2	第2分団詰所	輪厚中央4丁目14番地3	S56(1981)	CB	120
3	北広島市消防署大曲出張所	大曲2番地8	H25(2013)	RC	886
4	北広島市消防署西の里出張所	西の里東1丁目4番地20	H5(1993)	RC (一部CB)	320
5	第4分団詰所	西の里東1丁目4番地20	S60(1985)	CB	146
6	北広島市消防署(新)	北進町1丁目3番地1	H14(2002)	RC	1,361
7	北広島市消防署(旧)	北進町1丁目3番地1	S49(1974)	RC	863

■その他行政施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島市防災センター	共栄586番地48	H19(2007)	RC	1,256

⑦公営住宅

■公営住宅

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	広島団地 1 号棟	中央 2 丁目 7 番地 3	H5(1993)	RC	1,544
2	広島団地 2 号棟	中央 2 丁目 7 番地 3	H6(1994)	RC	2,059
3	広島団地 3 号棟	中央 2 丁目 7 番地 3	H4(1992)	RC	2,059
4	広島団地 4 号棟	中央 2 丁目 7 番地 3	H8(1996)	RC	2,117
5	共栄団地 1 号棟	共栄町 3 丁目 9 番地 1	H26(2014)	RC	3,361
6	共栄団地 2 号棟	共栄町 3 丁目 9 番地 1	H27(2015)	RC	1,056
7	共栄団地 3 号棟	共栄町 3 丁目 8 番地 1	H29(2017)	RC	4,514
8	共栄団地 4 号棟	共栄町 3 丁目 8 番地 2	H30(2018)	RC	1,086
9	共栄団地 5 号棟	共栄町 3 丁目 7 番地 6	H31(2019)	RC	1,799
10	輪厚団地	輪厚中央 1 丁目 5 番地 4	H13(2001)	RC	2,676
11	西の里団地 18 号棟	西の里北 1 丁目 1 番地 20	H3(1991)	RC	569
12	西の里団地 19 号棟	西の里北 1 丁目 1 番地 21	S59(1984)	SB	569
13	西の里団地 A 棟	西の里南 1 丁目 4 番地 3	H19(2007)	RC	3,105
14	西の里団地 B 棟	西の里南 1 丁目 4 番地 11	H22(2010)	RC	560
15	西の里団地 C 棟	西の里南 1 丁目 4 番地 15	H21(2009)	RC	560
16	西の里団地 D 棟	西の里南 1 丁目 4 番地 14	H21(2009)	RC	560
17	西の里団地 E 棟	西の里南 1 丁目 4 番地 13	H22(2010)	RC	626

⑧公園施設

■公園

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	ふれあい公園管理棟	中の沢 266 番地 13	S60(1985)	W	112
2	きたひろサンパーク管理棟	富ヶ岡 237 番地 2	H10(1998)	W	174

⑨供給処理施設

■供給処理施設

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	アクア・バイオマスセンター北広島 (バイオマス混合調整棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H22(2010)	RC	1,304
2	アクア・バイオマスセンター北広島 (予備貯留槽棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H24(2012)	RC	190
3	アクア・バイオマスセンター北広島 (管理棟)	富ヶ岡 916 番地 2	S46(1971)	RC	2,938
4	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥消化タンク新)	富ヶ岡 916 番地 2	S63(1988)	RC	331
5	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥消化タンク新2)	富ヶ岡 916 番地 2	H24(2012)	RC	218
6	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥消化タンク旧)	富ヶ岡 916 番地 2	S48(1973)	RC	47
7	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥濃縮タンク)	富ヶ岡 916 番地 2	S47(1972)	RC	120
8	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥乾燥棟)	富ヶ岡 916 番地 2	S52(1977)	S	758
9	アクア・バイオマスセンター北広島 (受・変電棟)	富ヶ岡 916 番地 2	S59(1984)	RC	90
10	アクア・バイオマスセンター北広島 (強制濃縮棟)	富ヶ岡 916 番地 2	S59(1984)	RC	693
11	アクア・バイオマスセンター北広島 (1系水処理棟)	富ヶ岡 916 番地 2	S46(1971)	RC (一部S)	2,135
12	アクア・バイオマスセンター北広島 (2系水処理棟)	富ヶ岡 916 番地 2	S62(1987)	RC	4,380
13	アクア・バイオマスセンター北広島 (3系水処理棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H12(2000)	RC	3,354
14	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥脱硫棟旧)	富ヶ岡 916 番地 2	S62(1987)	S	61
15	アクア・バイオマスセンター北広島 (汚泥脱硫棟新)	富ヶ岡 916 番地 2	H22(2010)	S	77
16	アクア・バイオマスセンター北広島 (放流ポンプ棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H1(1989)	RC	201
17	アクア・バイオマスセンター北広島 (自家発電棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H3(1991)	RC	91
18	アクア・バイオマスセンター北広島 (脱水機棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H4(1992)	RC	1,710
19	アクア・バイオマスセンター北広島 (沈砂池ポンプ棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H19(2007)	RC	924
20	アクア・バイオマスセンター北広島 (余剰ガス燃焼棟)	富ヶ岡 916 番地 2	H21(2009)	S	60
21	竹山受水池	富ヶ岡 546 番地 11	S53(1978)	PC	161
22	竹山配水池	富ヶ岡 550 番地	H9(1997)	RC	944
23	共栄調整槽	F ビレッジ 9 番地	H12(2000)	RC	194

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
24	水道管理センター	富ヶ岡 550 番地	H20(2008)	S	482
25	北広島市クリーンセンター (管理棟)	輪厚 723 番地	S54(1979)	RC	288
26	北広島市クリーンセンター (汚水処理棟)	輪厚 723 番地	S53(1978)	RC	552
27	北広島市資源リサイクルセンター	輪厚 723 番地	H22(2010)	RC	2,762
28	北広島市燃やせるごみ中継施設	輪厚 345 番地 2	R5(2023)	S	1,919
29	北広島市クリーンセンター(計量棟)	輪厚 355 番地 1	R5(2023)	S	92
30	大曲配水池(量水器室)	輪厚 243 番地 5	S54(1979)	PC	11
31	大曲配水池①	輪厚 243 番地 5	S54(1979)	PC	254
32	大曲配水池②	輪厚 243 番地 5	H3(1991)	RC	336
33	輪厚分水室	輪厚中央 1 丁目 14 番地 10	S54(1979)	RC	23
34	輪厚配水池	輪厚 224 番地 10	H15(2003)	RC	498
35	大曲ポンプ場	大曲緑ヶ丘 6 丁目 2 番地 4	S58(1983)	RC	660
36	西の里配水池	西の里 787 番地 2	S55(1980)	PC	482
37	西の里配水池(高架水槽)	西の里 787 番地 2	H5(1993)	RC	836
38	西の里ポンプ場	西の里北 2 丁目 11 番地 3	H5(1993)	RC	637
39	虹ヶ丘ポンプ所	虹ヶ丘 7 丁目 1 番地 2	H8(1996)	RC	22
40	緑陽配水池	緑陽町 1 丁目 54 番地	S48(1973)	RC	156
41	輝美配水池	輝美町 57 番地	S47(1972)	RC	721
42	輝美配水池(電気室)	輝美町 57 番地	H19(2007)	RC	54

⑫その他施設

■その他

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
1	北広島駅東口自転車駐車場	中央 5 丁目 3 番地 9	H12(2000)	RC	644
2	南の里排水機場	南の里 968 番地 3	H28(2016)	S	462
3	中の沢排水機場	東の里 52 番地 2	H15(2003)	S	253
4	共栄排水機場	共栄 318 番地 11	H29(2017)	S	447
5	エルフィンパーク	中央 6 丁目	H11(1999)	RC	2,218
6	管理者住宅 1 (東共栄 1 丁目 1 番地 1)	東共栄 1 丁目 1 番地 1	H1(1989)	W	74
7	管理者住宅 2 (東共栄 1 丁目 1 番地 1)	東共栄 1 丁目 1 番地 1	H1(1989)	W	74
8	北広島市葬斎場	仁別 405 番地 79	S49(1974)	RC	494
9	管理者住宅 1(西部小学校)	島松 284 番地 1	H5(1993)	W	87
10	管理者住宅 2(西部小学校)	島松 284 番地 1	H5(1993)	W	87
11	管理者住宅 1(西部中学校)	輪厚中央 1 丁目 12 番地 1	H6(1994)	W	85

No.	施設名称	所在地	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
12	管理者住宅 1 (大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1)	大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1	H3(1991)	W	82
13	管理者住宅 2 (大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1)	大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1	H3(1991)	W	82
14	管理者住宅 3 (大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1)	大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1	H3(1991)	W	82
15	管理者住宅 4 (大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1)	大曲柏葉 4 丁目 4 番地 1	H3(1991)	W	82
16	管理者住宅 1 (西の里小学校)	西の里 402 番地 5	H9(1997)	W	85
17	管理者住宅 2 (西の里小学校)	西の里 402 番地 5	H9(1997)	W	85
18	管理者住宅 1 (西の里中学校)	西の里 790 番地 5	S62(1987)	W	73
19	管理者住宅 2 (西の里中学校)	西の里 790 番地 5	S62(1987)	W	73
20	北広島市職員住宅 12 号棟	若葉町 2 丁目 2 番地 1	S53(1978)	RC	2,185
21	北広島市教職員住宅 10 号棟	若葉町 2 丁目 2 番地 1	S53(1978)	RC	1,589
22	北広島市教職員住宅 11 号棟	若葉町 2 丁目 2 番地 1	S53(1978)	RC	1,563
23	北広島駅西口自転車駐車場	栄町 1 丁目 55 番地 5	H10(1998)	RC	988
24	緑陽小学校跡施設 (旧校舎)	緑陽町 1 丁目 2	S51(1976)	RC	4,769
25	緑陽小学校跡施設 (屋体)	緑陽町 1 丁目 2	S51(1976)	RC	752
26	管理者住宅 1 (双葉小学校)	若葉町 3 丁目 12 番地	H11(1999)	W	85
27	管理者住宅 2 (双葉小学校)	若葉町 3 丁目 12 番地	H11(1999)	W	85
28	管理者住宅 1 (広葉中学校)	広葉町 5 丁目 1 番地	H10(1998)	W	88
29	管理者住宅 2 (広葉中学校)	広葉町 5 丁目 1 番地	H10(1998)	W	88
30	管理者住宅 1 (緑陽中学校)	緑陽町 3 丁目 4 番地	S54(1979)	W	72
31	管理者住宅 2 (緑陽中学校)	緑陽町 3 丁目 4 番地	S54(1979)	W	72

※構造

W：木造

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

RC：鉄筋コンクリート造

PC：プレストレストコンクリート造

CB：コンクリートブロック造

SB：セラミックブロック造

S：鉄骨造

4. インフラ施設の状況

(1) 道路

■道路の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		総延長（m）	面積（㎡）
道路	1級市道	67,555	1,331,098
	2級市道	34,900	505,019
	その他市道	337,171	3,433,373
	自転車歩行者道	317,329	730,320
	合計	756,955	5,999,810

(2) 橋梁

■橋梁の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		本数
橋梁（長さ）	15m以上	55
	15m未満	37
	合計	92

※市道認定道路橋（歩道橋含む）のみとし、上下線に分割されている橋梁はそれぞれ1橋として計上。

(3) 水道

■水道管の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		延長（m）
	送水管	13,990,630
	配水管	423,309,290
	合計	437,299,920

(4) 下水道

■下水道管渠の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		延長（m）
下水道	コンクリート管	364,876
	塩ビ管	188,869
	更生管	1,652
	その他	12,077
	合計	567,474

(5) 公園

■公園の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類	箇所
公園	245

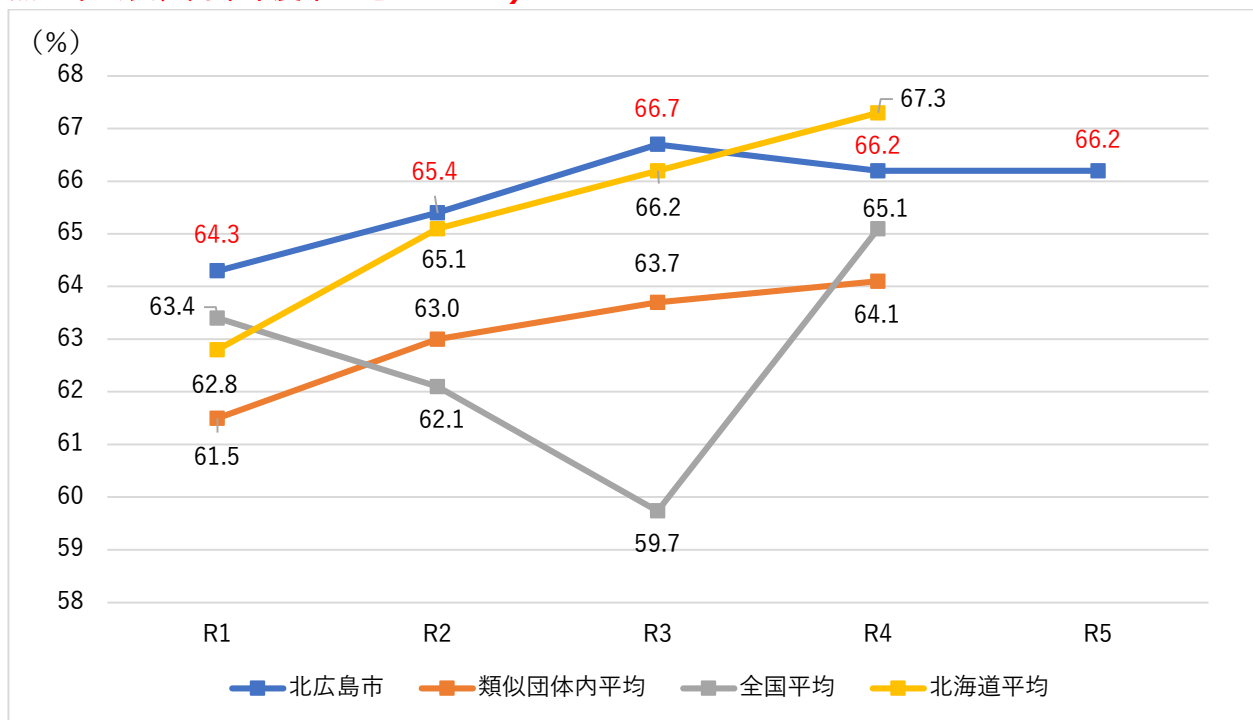
5. 有形固定資産減価償却率の状況

(1) 有形固定資産減価償却率の推移

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合で、資産の経年の程度（資産の老朽化）を示す指標あり、割合が高いほど老朽化が進行しているということになります。

本市は、類似団体※内平均値及び全国平均より高く、北海道平均より低い割合となっています。
※類似団体：全国の地方公共団体を財政力や人口規模、産業構造など特定の指標に基づいていくつかのグループに分類した際に、同じグループに属する団体。

■有形固定資産減価償却率（一般会計全体） ※エクセルデータ参照(北海道、全国平均は現時点で未公表、例年年度末に通知がくる)



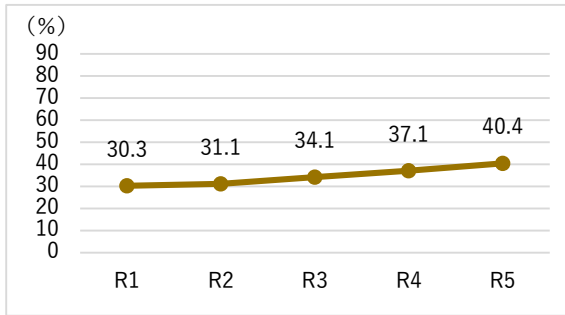
※出典：財政状況資料集

(2) 類型ごとの有形固定資産減価償却率の推移

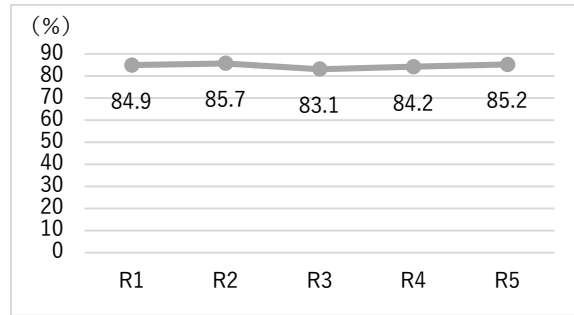
有形固定資産減価償却率が特に高くなっている施設分類は、認定こども園・幼稚園・保育所であり、低くなっている施設は一般廃棄物処理施設、下水道です。

有形固定資産減価償却率が高い施設は、計画に基づいて修繕や改修などを行い、長寿命化を図るとともに、必要に応じ、廃止や統廃合、集約化の検討を行います。

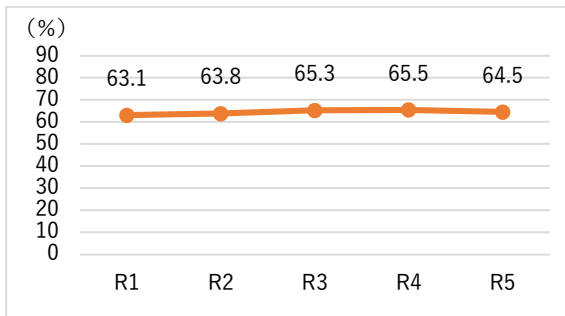
■有形固定資産減価償却率（公共建築物）
（公営住宅）



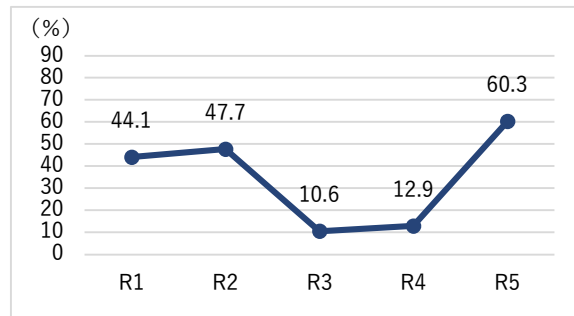
（認定こども園・幼稚園・保育所）



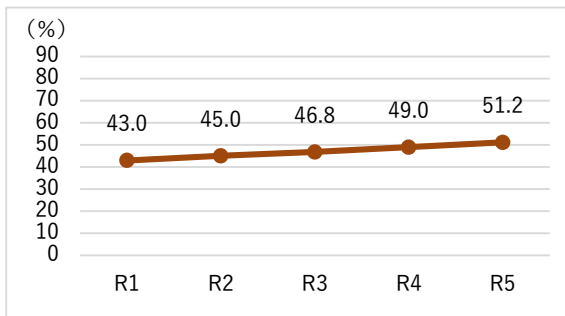
（学校施設）



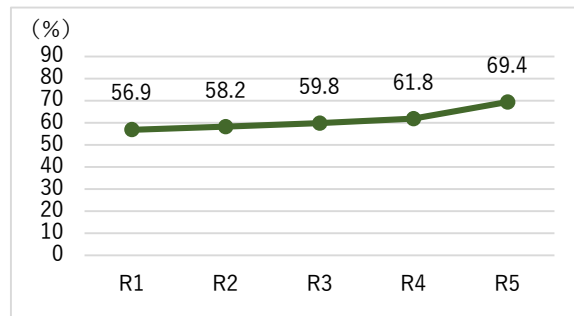
（児童館）※R3・4の数値は錯誤



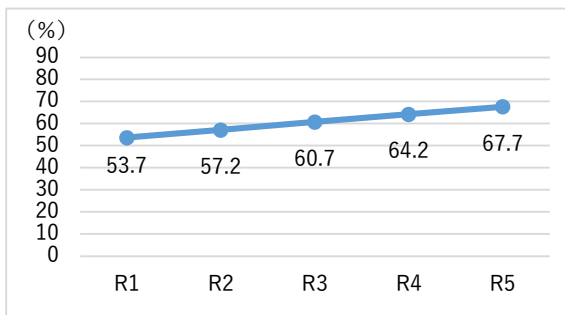
（図書館）



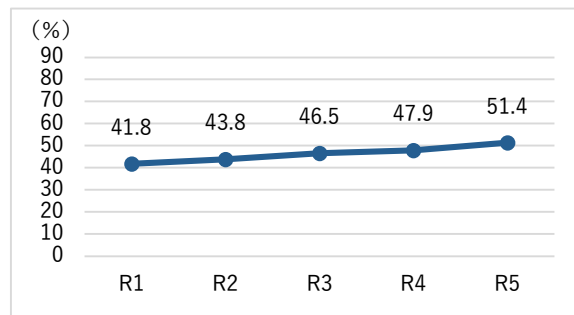
（体育館・プール）



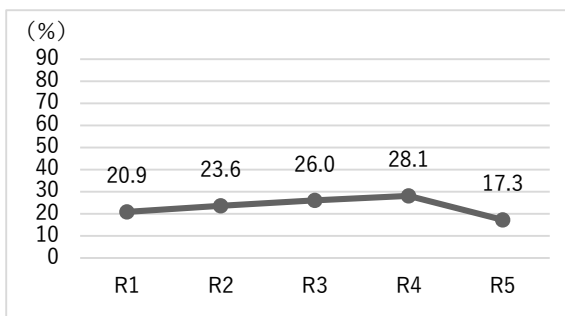
（公民館）



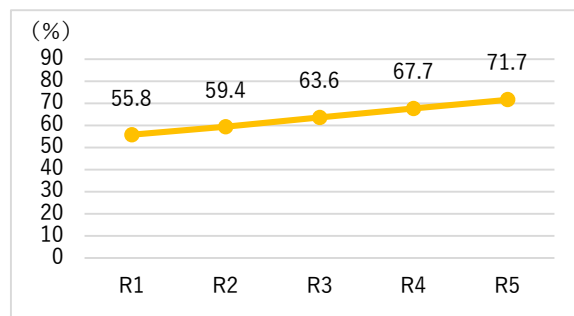
（市民会館）



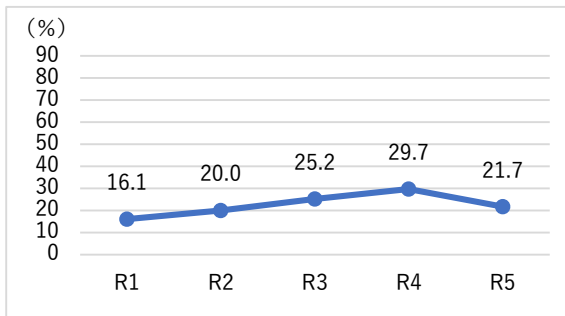
（一般廃棄物処理施設）



（消防施設）



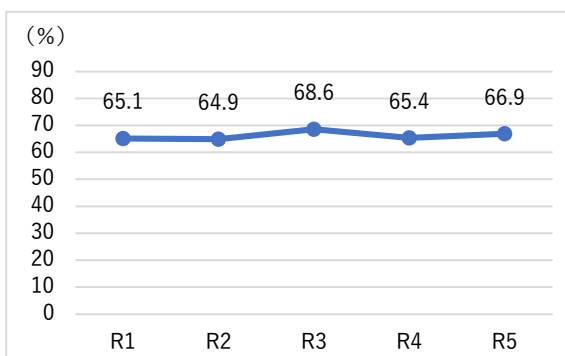
(庁舎)



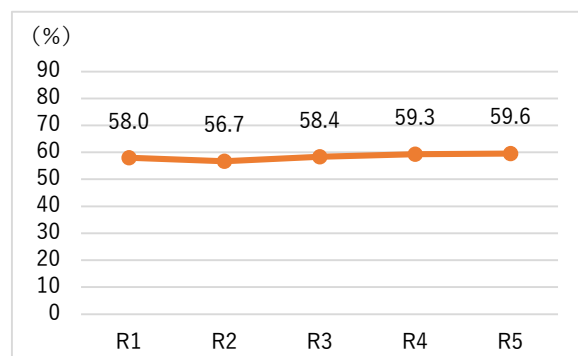
※出典：財政状況資料集

■有形固定資産減価償却率（インフラ系）

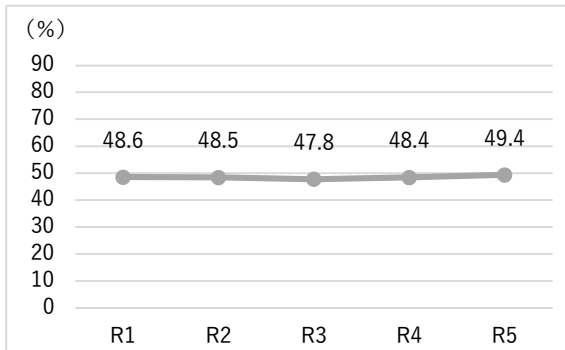
(道路)



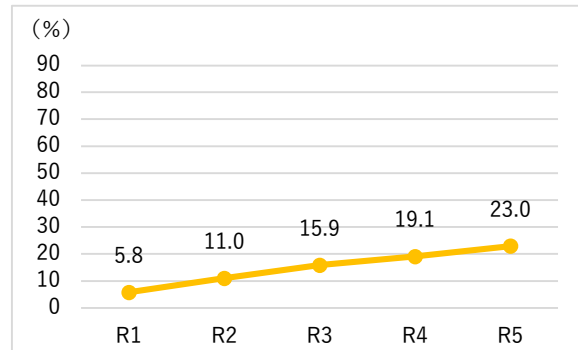
(橋梁)



(水道)



(下水道)



※出典：道路、橋梁は財政状況資料集 水道、下水道は経営分析比較表

1. 基本方針

社会情勢、財政状況が一層厳しくなっていくと予想されるこれからの時代に、持続可能な公共サービスや新たに求められる行政サービスを提供し続けるために、公共施設等を『造る・保有する』という観点から、公共施設等を『効果的に活用する・適正に管理する』ことへの転換が重要となります。

昭和40年代から50年代の人口増加期に集中的に整備された本市の公共施設等は老朽化が進行し、今後すべての施設を維持管理することが困難な状況となります。市民ニーズの変化に合わない施設や、役割を終えた施設がないかなど、現状を検証したうえで、適正水準を見据え、より効果的かつ効率的な施設運営を推進していく必要があります。

本計画では、第1期計画における基本方針を踏まえ、長期的な市民ニーズや社会構造の変化に対応し、持続可能で暮らしやすいまちづくりに資する適正配置を進めるための「5つの基本方針」を定めます。

5つの基本方針

1	配置の最適化と再編 効率的な空間利用のための戦略
2	未利用資産等の有効活用 未利用または利用頻度の低い資産の効果的な利用
3	PPP（官民連携）の推進 民間活力の活用による地域活性化
4	施設の長寿命化・脱炭素化・ユニバーサルデザイン化の推進 計画的な修繕、炭素排出量の削減、安心・安全に利用できる施設整備
5	施設診断の実施 施設の課題分析、優先順位付け

基本方針①配置の最適化と再編

本市は、地理的な特徴として5つの地区に分かれており、各地区の実情等を踏まえた公共建築物の配置を検討する必要があります。今後想定される、複合施設整備や義務教育学校設置に伴う跡地利活用等、各地区の現状と課題に基づき、将来的に必要な機能を見据え、上位計画となる「北広島市総合計画」をはじめとする各種計画との整合性を図り、以下の方針により公共建築物の配置を再構成します。

点在する類似機能を持つ施設の集約や老朽化した施設の複合化によりサービス提供の効率化と利用者の利便性の向上を目指します。これにより施設全体の持続可能性と運用効率を高めます。

施設の複合化や統廃合等を進める際には、市民意見についても十分検討を行い、地域住民及び関係団体等との合意形成を図り進めます。

新たに施設を整備する場合は市民ニーズ、社会的要請、上位計画との整合性を踏まえ、当該機能が既存の公共施設や民間サービスでは代替不可能であること、または代替手段による対応が適切かどうかを十分に検討した上で進めます。

また、人口減少・少子高齢化の進行、産業構造の変化、情報通信技術の発展など、中長期的な社会情勢の変化や将来の行政需要を予測し、これに対応した適正な規模、機能、配置とするとともに、新たな施設整備が、地域活性化、防災・減災対策、福祉の充実、子育て支援など、本市の重要施策や重点課題の解決にどのように資するかという観点も踏まえた上で検討を行います。

なお、施設規模については、必要最小限としますが、将来的な利用状況の変化や機能転換に柔軟に対応できるような設計とします。

配置の最適化と再編

新たな施設整備

市民ニーズ、社会情勢を踏まえた配置や機能



複合化・集約化

類似機能を持つ施設の統合



将来的な行政需要

地区毎の特性とニーズを考慮



市民意見の聴取

市民の理解と協力



基本方針②未利用資産等の有効活用

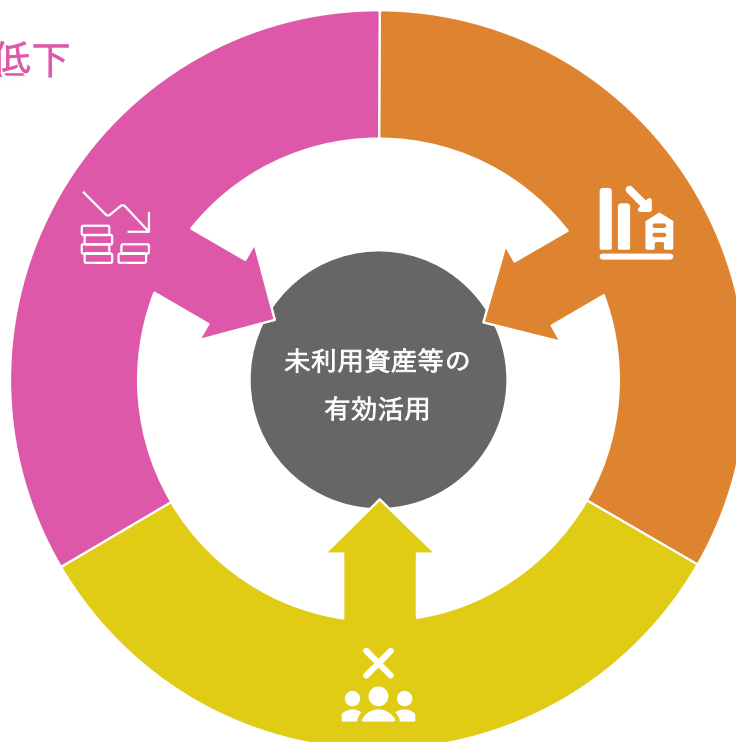
活用されていないまたは利用頻度の低い公共施設等については、行政サービス向上、地域活性化、財政負担軽減等を目的とし、売却、貸付、民間活力導入、転用など、資産特性や地域ニーズに応じた多様な選択肢を戦略的に検討します。

また、庁内横断的な推進体制を構築し、未利用資産等の把握を行うとともに、必要に応じ、外部知見等も活用しながら、積極的な利活用を推進します。

未利用資産等の有効活用

資産価値の低下

老朽化の進行
価値の低下



維持管理費

老朽化対策や安全管理のために、一定の費用が発生

地域活性化への貢献不足

地域住民の交流の場や新たなビジネスの拠点としての機会喪失

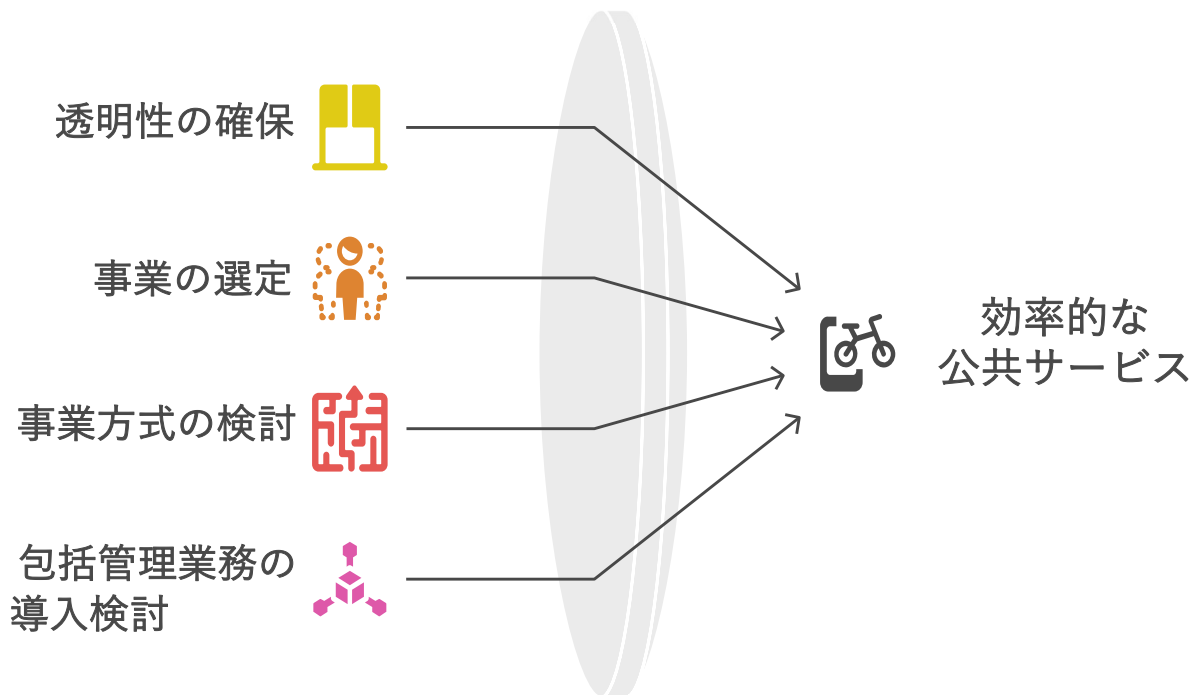
基本方針③PPP（官民連携）の推進

PPP（Public-Private-Partnership）とは、公共建築物の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間のノウハウを活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化を図るものです。PPPは地域経済の活性化に寄与することも期待されることから、新たな施設整備や大規模な改修を実施する際は「北広島市 PPP 手法導入指針」に基づき民間活力の活用を優先的に検討していきます。

また、全国的に導入する自治体が増加傾向となっている公共建築物の新たな管理手法である「包括管理業務※」などについて、本市における導入効果を検証していきます。

※包括管理業務：施設毎に行っている様々な施設管理に関する業務を、ノウハウを持つ包括管理事業者に一括して委託し、管理水準の適正化や業務の効率化を実現する維持管理手法。

PPP（官民連携）の推進

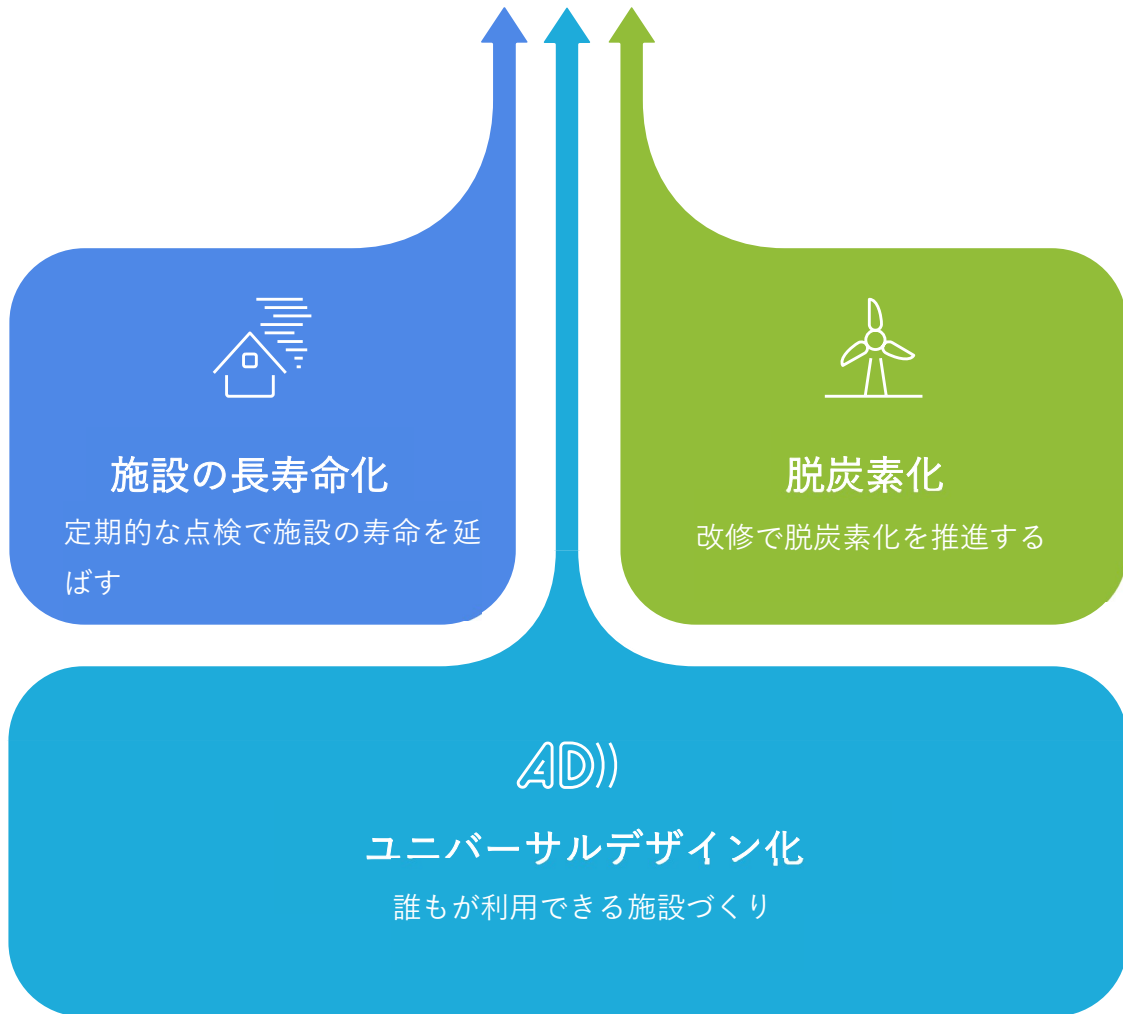


基本方針④施設の長寿命化・脱炭素化・ユニバーサルデザイン化の推進

将来にわたり継続して維持していく必要がある公共施設等は、定期的な点検や計画的な修繕等による予防保全を進め、施設の更新時期を平準化します。

また、公共施設等の改修、修繕等を行う際は、脱炭素化に資する取組を進めるとともに、利用者ニーズなどを踏まえ、誰もが安心・安全に利用できる施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を進めます。

持続可能な公共施設等



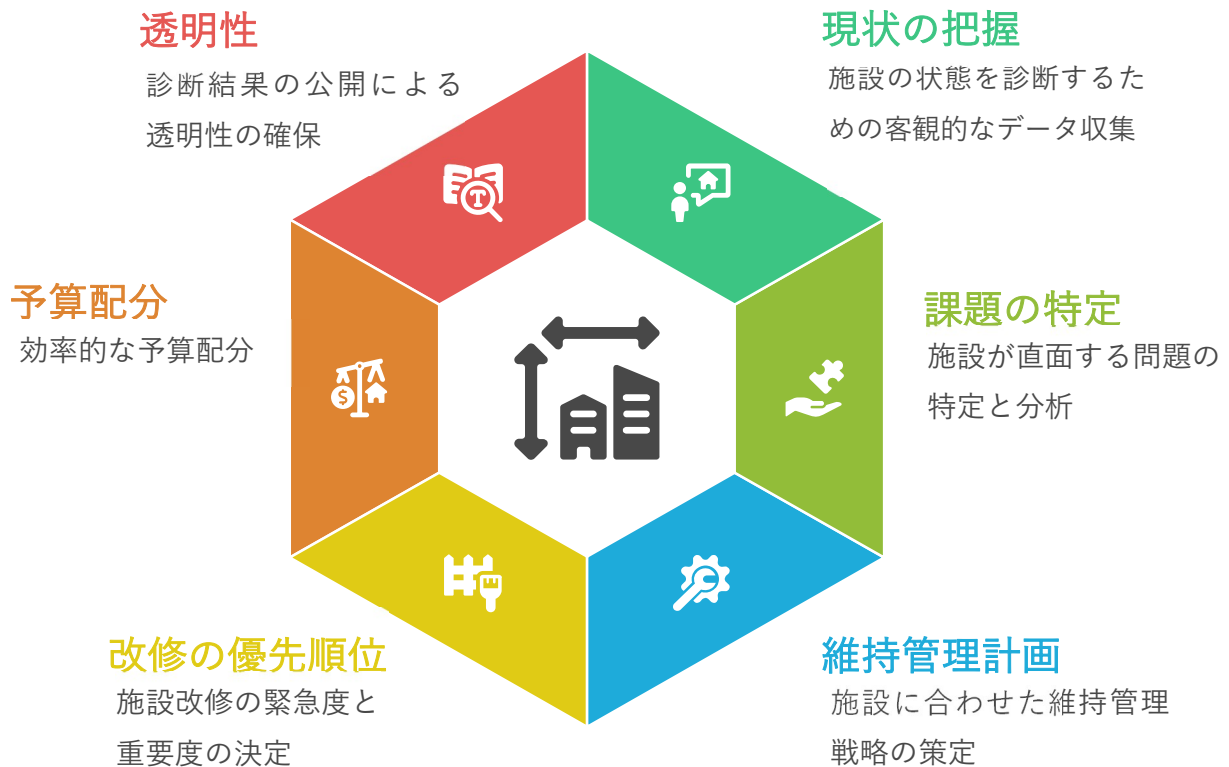
基本方針⑤施設診断の実施

「北広島市公共施設等個別施設計画」における個別施設計画シートの情報に基づきハード（老朽化状況）、ソフト（コスト状況及び利用状況等）の状況を数値化し、定量的観点から施設毎に診断を実施します（第一次診断）。

第一次診断により現状を把握し、各施設が抱える課題の特定・分析を行い、その後、地域の実情やニーズといった定性的視点を加えた第二次診断により最終的な施設毎の今後の維持管理方針を定めます。

施設診断は、単に現状を把握するだけでなく、施設を改修する際の優先順位付けにも活用します。

施設診断の実施



2. 公共施設マネジメントにおける基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の劣化や損傷の進行は施設毎に異なるため、各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。現在行っている法定点検の他、必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施することとします。

点検結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の情報を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理をより一層推進します。予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率や役割、老朽化等を総合的に勘案し実施します。

なお、実施にあたっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証した上でトータルコストに配慮することとします。

(参考) 事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。
【総務省 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針より】

(3) 安全確保の実施方針

安全確保のため、施設管理者による巡回及び定期点検を実施します。

また、施設利用状況や災害時の拠点としての必要性等を検討し、対応の優先度を検討します。

市民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。そのほか、すでに用途廃止した施設や今後も利用する見込みのない施設や老朽化した施設は、周辺環境への影響を考慮し、取り壊すなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

（４）長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時的に集中することとなり、将来の人口減少や少子高齢化、今後の厳しい財政状況の下では、非常に困難な状況にあります。点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底し、今後も継続的に維持管理を行う必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

また、地方公会計による財務書類作成の基礎となる固定資産台帳を活用することで改修や更新の時期を明確にし、更新等の時期を調整することにより財政負担の平準化を図ります。

（５）ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインとは性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものにしていこうとする考え方です。

施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、ユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

（６）脱炭素化の推進方針

公共施設等の長寿命化や改修の際は、省エネ・再エネ設備の導入促進など施設の脱炭素化に向けた取組みを推進していきます。

また、本市は令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

（７）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

平成27（2015）年1月23日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。統一的な基準による財務書類等の作成に当たっては、固定資産台帳を整備・更新し、補助簿として活用することが求められているため、固定資産台帳の整備・更新に際して得た情報を公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進していきます。

(8) 各種計画及び国・道の管理施設との連携

公共施設等で提供する市民サービスの内容変更を検討する場合は、市の各種計画との整合を図っていきます。

提供する市民サービスは、場所が特定されるため、まちづくりと密接に関係しています。このため、施設の複合化や統合等を進める際は、北広島市総合計画などまちづくり関連の計画と連携を図っていきます。

また、改修・更新費や維持管理運営費などの経費削減及び利用者の利便性向上に向けて、国管理施設や道管理施設等との連携の可能性についても検討していきます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な資産状況の把握や本計画に沿った施設所管部門の役割や総合的かつ計画的なマネジメントについて考え方を庁内に共有します。

公共施設等のマネジメントを推進するにあたっては、その前提となる保有資産の情報把握を的確に行う必要があり、所管部署が異なる公共施設等については、統一的で一体的な情報の管理が重要であることから、データベースの整備による情報の一元管理を図ります。

また、施設性能や管理運営コスト、市民の利用状況などの多面的な情報に基づき施設の現状を分析し、統一的な基準に基づくマネジメントを推進するとともに、必要に応じ施設所管課に対し、利活用方法等を提案する庁内横断的な仕組みづくりを行います。

「北広島市公共施設等総合管理計画」の推進は、長期にわたる取組みになります。そのため、計画内容については、計画期間中であっても今後の財政状況や環境の変化に応じ必要な見直しを行い、継続的な取組みを進めていきます。

また、市民に対しては、随時情報提供を行い、市全体での認識の共有に努めます。

3. 公共建築物の管理に関する方針

(1) 市民文化施設（地区会館・集会所等）

市民文化施設は、地域住民の交流や学習・文化活動の場として、市内に約 50 か所配置されており、地域コミュニティを形成するうえで重要な拠点となっていますが、その多くで老朽化が進行している状況となっています。

今後については、地域におけるニーズや必要性を踏まえ、類似機能を有する中核施設への機能集約や、必要に応じた改修等、将来を見据えた方向性の検討を進めていきます。

(2) 社会教育施設（図書館・公民館）

生涯学習や文化活動の機会提供、地域社会の発展のため、地域におけるニーズを捉え、多様な学習・交流プログラムを実施していくとともに、施設の複合化や多目的利用を推進し、稼働率向上に向けた取組みを検討します。

また、学習や交流といった場にとどまらず、地域課題解決やコミュニティ形成の中核を担うための拠点づくりに努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設（体育館・プール等）

住民の健康増進、体力向上、レクリエーション機会の提供を行うため、体育館については、利用者数増加に伴い使用頻度も増加傾向にあることから、維持管理事業者と協議を行い、適切な老朽化対策を進めるとともに、他施設との複合化の可能性についても検討していきます。

また、プールについては、利用者の安全の確保を最優先とした計画的な修繕を行うとともに、利用状況等を踏まえ、長期的な視点で集約化等、再編の検討を進めていきます。

(4) 学校教育施設（小中学校、給食調理場等）

児童生徒の安心安全な学びの場を提供するため、「北広島市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に実施するとともに、放課後の空き教室等の多目的スペースを地域に開放することにより、学校施設を地域の拠点として活用することを検討します。

また、児童生徒数の推移を捉え、地域の特性に応じた再編の検討も進めていきます。

（５）子育て支援施設（保育園・学童クラブ等）

子育て環境の充実を図るため、必要な機能を確保するとともに、施設の老朽化度合い、少子化や共働きの増加の影響による将来的な需要見込み、周辺施設の配置状況等を踏まえ、複合化・多機能化や民間施設等の借上も含めた適正配置を検討します。

なお、保育園については、特に老朽化が顕著な状況となっているため、公立園における職員の配置状況や民間園との適切な機能分担等も踏まえた上で、必要となる施設の機能や規模等について検討を進めます。

（６）行政施設（庁舎、消防署、出張所等）

市庁舎は市民生活と行政活動の中核を担う重要な施設となるため、安全性・機能性の確保に努め、安全性の面では定期的な施設点検に基づき、計画的な維持修繕・更新を行います。

消防署は、危機管理の最前線拠点であることから災害対応能力の最大化を図るため、計画的な維持修繕・更新を実施し、24時間365日体制での機能停止リスクを最小化していきます。将来的な人口構造や災害リスクの変化に対応できるよう、施設の再編や機能強化についても継続的に検討を進めていきます。

各出張所は、地域における行政サービスの提供拠点となるため、将来的な機能のあり方を見据え、他施設との複合化・集約化を含め、市民の利便性向上に向けた適正な配置の検討を進めていきます。

（７）公営住宅

公営住宅は市民の居住の安定を支えるセーフティネットであり、良好な居住環境を提供し続けるために、「北広島市公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に個別改修を実施し、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

（８）公園施設、供給処理施設、その他施設

各施設における特性や地域課題に応じた具体的な方針は「北広島市公共施設等個別施設計画」等にて定めることとしていますが、今後の人口減少や財源確保といった多くの公共施設等が抱える共通の課題に対し、ニーズを踏まえた上で総量の適正化を検討していきます。

4. インフラ施設の管理に関する方針

(1) 道路

道路の状態を的確に把握し、劣化度、重要度等に応じて計画的な修繕を行い、維持管理コストの縮減を図ります。

大型カルバートや門型標識は「北広島市大型カルバート長寿命化修繕計画」「北広島市門型標識長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全による長寿命化を行うことで、修繕や更新のライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 橋梁

「北広島市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全による長寿命化を行うことで、修繕や架替のライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) 上下水道

市民のライフラインとして重要な施設ですが、今後、老朽化に伴う大量更新が見込まれることから、「北広島市水道ビジョン・経営戦略」や「北広島市下水道ビジョン・経営戦略」等の各計画に基づき、耐震化や老朽施設の計画的な更新等を進めます。

(4) 公園

誰もが安心して利用できる空間として、機能保全や安全性の確保を図るため、「北広島市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改修を計画的に進めます。

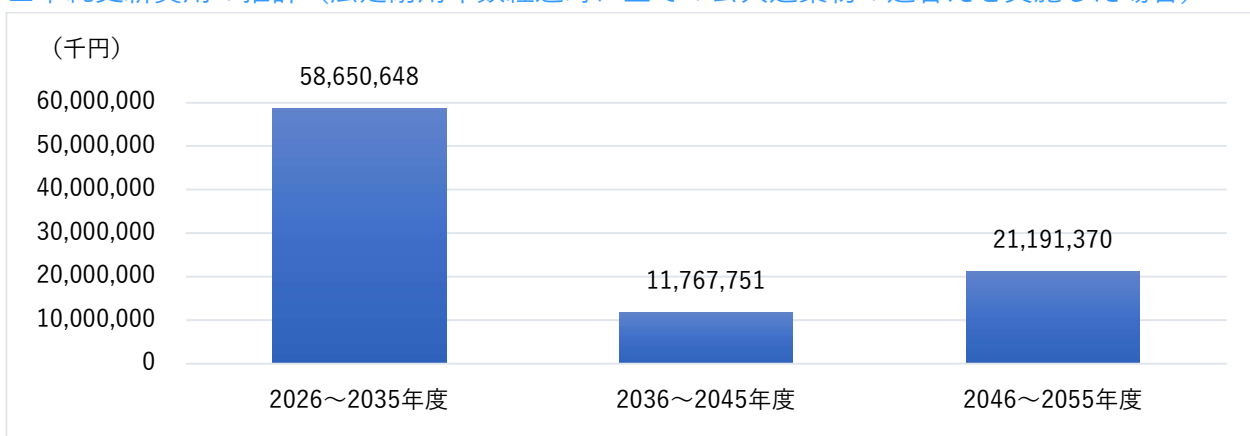
1. 公共施設等の将来の更新必要額と個別施設計画の財政効果

(1) 公共建築物の将来の更新必要額試算

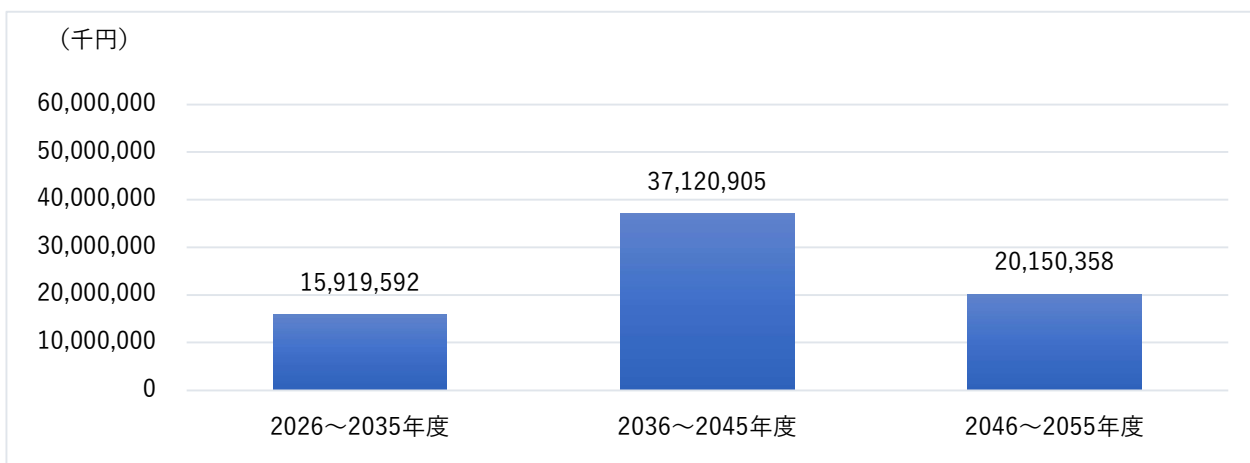
令和 8 (2026) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 30 年間における公共建築物の更新等に必要となる費用として、法定耐用年数経過時に全ての公共建築物を単純に更新 (建替え) した場合と、施設の方向性を反映し、改修による長寿命化や統廃合等を実施した場合を比較する試算を行いました。

試算結果では、令和 37 (2055) 年度までに、公共建築物を全て単純更新した場合の費用は約 916 億円で、長寿命化や廃止等を行った場合は約 732 億円が必要となり、後者の場合では、約 184 億円が削減できるという試算結果となりました。施設の長寿命化や統廃合といった計画的なアプローチを取ることで、将来の更新費用総額を削減できるだけでなく、財政負担の時期的な偏りをなくし、「平準化」することで、より安定した財政運営が可能となります。

■単純更新費用の推計 (法定耐用年数経過時に全ての公共建築物の建替えを実施した場合)



■施設の方向性を反映した費用の推計 (長寿命化や廃止等、施設の方向性を反映した場合)



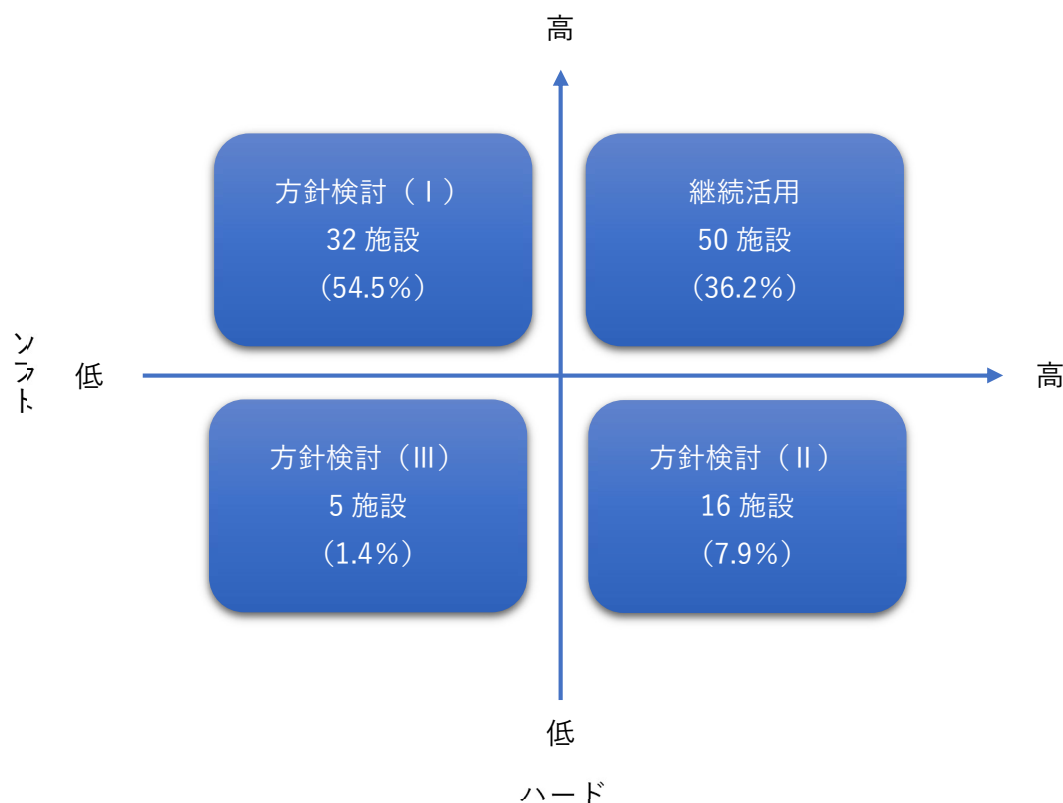
(2) 第一次診断結果及び第2期計画期間における実施目標

第2期計画期間（令和8（2026）年度から令和17（2035）年度）における人口推計及び今後の物価上昇等を踏まえた財政推計のデータに基づき行った試算では、公共建築物の維持管理費は今後10年間で約219億円と見込まれる一方、現在の施設規模を維持し続ける場合、今後10年間で約249億円が必要と見込まれることから約12.1%（約30億円）の財源不足が発生します。

また、施設診断における第一次診断（定量診断）において、ソフトまたはハード、もしくはその両方に課題があるとして検討対象と分類された施設床面積は診断対象施設床面積全体の63.7%という結果となりましたが、第2期計画期間においては、ハード面に課題があるとされた9.3%を適正配置に向けた検討指標とすることとします。

第2期計画期間における総量の適正化に向けた実施目標については、財政推計における不足額割合及び施設診断における検討対象指標の平均値とし、全体床面積ベースで10.7%減の△25,220㎡とします。

■第一次診断結果（「北広島市公共施設等個別施設計画」に掲載の施設が対象、割合は床面積）



試算の考え方

《共通条件》

更新費用は、令和 8（2026）年度から令和 37（2055）年度までの 30 年間で試算。

《単純更新（建替）した場合》

- ① 試算方法は、延床面積（㎡）×建替単価（公共建築物の単価表を参照）とする。
- ② 現在の延床面積と同じ面積で更新すると仮定する。
- ③ 更新実施年度は、法定耐用年数経過年度とする。法定耐用年数は、建物の構造や用途によって、法令や様々な基準などにより定められた耐用年数があり、15 年から 70 年で設定。

《長寿命化や廃止等を行った場合》

- ① 試算方法は、施設の方向性を反映した延床面積（㎡）×大規模改修単価（公共建築物の単価表を参照）とする。
- ② 方向性の反映について
 - ・施設の方向性について、「存続」としている公共建築物は、大規模改修費用で計算。
 - ・用途廃止している公共建築物は、0 円で計算。
- ③ 施設の方向性による対策の実施年度は、目標使用年数（40 年または 65 年）経過時とする。

■公共建築物の単価表

大分類名	建替単価	大規模改修単価
市民文化施設	52 万円/㎡	33 万円/㎡
社会教育施設	52 万円/㎡	33 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	47 万円/㎡	26 万円/㎡
学校教育施設（学校併設体育館含）	43 万円/㎡	22 万円/㎡
子育て支援施設	43 万円/㎡	22 万円/㎡
行政施設	52 万円/㎡	33 万円/㎡
公営住宅	37 万円/㎡	22 万円/㎡
公園施設	43 万円/㎡	22 万円/㎡
供給処理施設	47 万円/㎡	26 万円/㎡
その他施設	47 万円/㎡	26 万円/㎡

※第 1 期計画における単価に建設工事に係る物価水準の変動を総合的に示す指数である「建設工事デフレーター」を乗じ算出。

各個別施設計画との関連については、公共建築物全般は「北広島市公共施設等個別施設計画」、学校施設においては「北広島市学校施設長寿命化計画」、公営住宅においては「北広島市公営住宅長寿命化計画」を策定しており、これらの計画との整合を図っていきます。

(3) 個別施設計画における将来の更新必要額試算

インフラ施設（道路・橋梁・上下水道・公園）における令和 8（2026）年度から令和 37（2055）年度までの 30 年間の維持管理経費については、道路は 29 億円、橋梁は 111 億円、水道は 143 億円、下水道は 209 億円、公園は 27 億円を要する試算となっています。

※各個別計画に基づく試算。

2. 充当可能な財源について

更新等の費用に充当可能な主な財源としては、国・道補助金や地方債、学校教育振興基金などの基金とirikuzushiが見込まれます。

このうち、国・道補助金については、国等の制度改正や新規事業の創設などの情報を迅速に把握し積極的に活用するとともに、地方債については、道路などのインフラ施設に係る公共事業等債や、公共施設等に係る公共施設等適正管理推進事業債など、後年次の元利償還金の一部が交付税により措置される地方債を有効に活用することで、更新等費用の負担軽減を図ります。

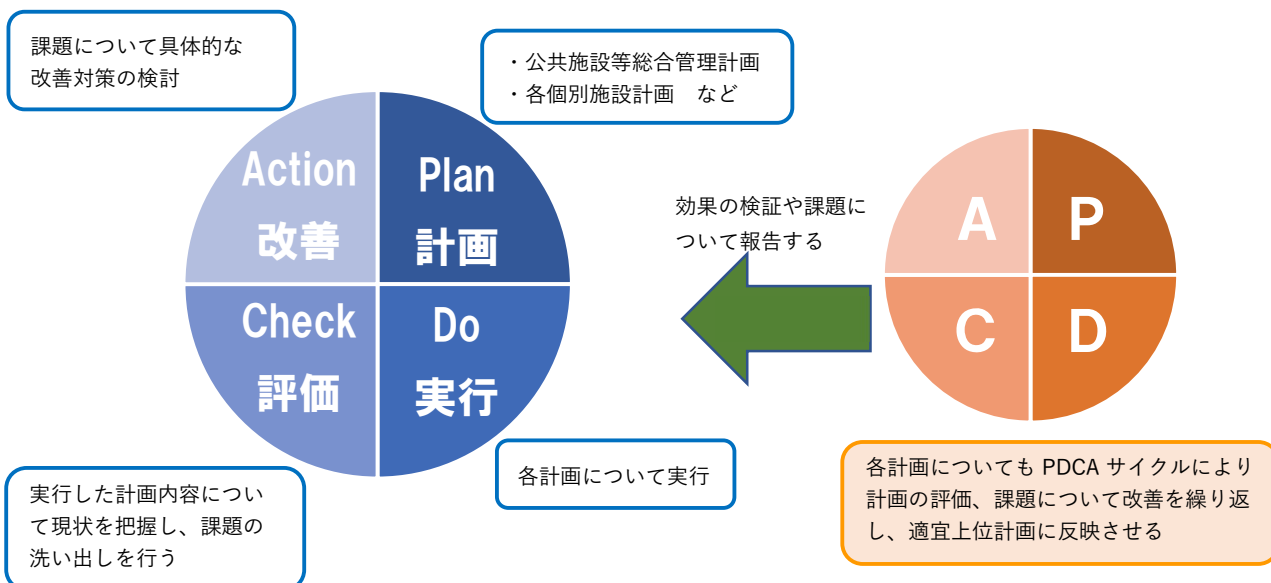
3. PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

本計画の進行管理については、毎年度取組みの評価を行います。

また、社会環境の変化、点検や劣化状況調査により把握した施設の状況等を踏まえ、適時に計画の見直しを行うものとします。

■PDCA サイクルの確立



1. 北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例

令和6年12月23日

条例第31号

(設置)

第1条 本市の公共施設等(公共の用又は公用に供する建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の適正な配置を図るため、北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設等の適正な配置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条

第 3 項及び第 4 項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、財務部契約管財課において行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会が第 2 条に規定する調査審議を終了した日限り、その効力を失う。

2. 北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会委員名簿

No.	氏名	所属	摘要
1	安藤 淳一	星槎道都大学美術学部 教授	委員長
2	西村 宣彦	北海学園大学経済学部 教授	副委員長
3	天羽 浩	天羽浩公認会計士事務所	
4	牛田 英哲	北洋銀行北広島中央支店 副支店長	
5	内海 洋	北広島市校長会 大曲小学校校長	
6	小池 隆史	自治連合会 会長	
7	佐藤 秀彦	北広島市 PTA 連合会 監事	
8	千葉 直樹	北広島商工会 事務局長	R7.4.1～
9	藤木 幹久	北広島商工会 事務局長	～R7.3.31
10	山口 規子	公募委員	

3. 策定経過

年	月日	内容
令和7年	1月24日～ 2月21日	公共施設に関する市民アンケート調査実施
	2月12日	第1回公共施設等マネジメント検討チーム会議開催（庁内）
	2月27日	第1回公共施設等総合管理計画策定検討委員会開催
	5月19日	第2回公共施設等総合管理計画策定検討委員会開催
	7月11日	第2回公共施設等マネジメント検討チーム会議開催（庁内）
	8月5日	第3回公共施設等総合管理計画策定検討委員会開催
	11月7日	第4回公共施設等総合管理計画策定検討委員会開催
	12月8日	第5回公共施設等総合管理計画策定検討委員会開催
令和8年	1月5日～ 2月3日	北広島市公共施設等総合管理計画（案）に係るパブリックコメント実施

北広島市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 6 月発行

(令和 8 年 3 月改定)

〒061-1192 北海道北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

Tel 011-372-3311

URL <https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>